

品川区地域型保育事業

指導検査基準

(平成28年4月1日適用)

品川区子ども未来部保育課

評 価

評価区分	内容	指導の基準
B	指導基準に適合していないが、軽微な事項または改善が容易な事項	原則として、口頭指摘とする。 なお、B評価であっても児童の安全確保の観点から特に注意を促す事項および前回指摘をしているにもかかわらず、改善の意思がみられない事項は文書指摘とする。
C	指導基準に適合していない事項で、B評価以外のもの	原則として、文書指摘とする。

○運営管理

本指導検査基準では、関係法令および通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令および通知等	略称
1	労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）	労働基準法
2	労働基準法施行規則（昭和22年8月30日厚生省令第23号）	労働基準法施行規則
3	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	児童福祉法
4	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日法律第76号）	育児・介護休業法
5	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年7月1日法律第113号）	均等法
6	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年6月18日法律第76号）	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
7	最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）	最低賃金法
8	健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）	健康保険法
9	厚生年金保険法（昭和29年5月19日法律第115号）	厚生年金保険法
10	雇用保険法（昭和49年12月28日法律第106号）	雇用保険法
11	労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）	労働者災害補償保険法
12	労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）	労働安全衛生法
13	労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）	労働安全衛生規則
14	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）	消防法
15	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）	消防法施行令
16	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）	消防法施行規則
17	東京都震災対策条例（平成12年12月22日条例第202号）	東京都震災対策条例
18	品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年7月11日条例第25号）	区運営の基準に関する条例
19	品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業における確認事務取扱要綱（平成26年11月6日要綱第157号）	確認事務取扱要綱
20	品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年7月11日条例第24号）	家庭的設備運営基準条例
21	品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成26年7月11日規則第31号）	家庭的設備運営基準条例施行規則
22	品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱（平成28年1月29日要綱第12号）	事務取扱要綱
23	品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要領（平成28年1月29日子ども未来部長決定）	事務取扱要領

No.	関係法令および通知等	略称
24	品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱第4条に基づき子ども未来事業部長が定める補助条件	補助条件
25	品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱（平成23年4月1日区長決定 要綱第74号）	品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱
26	東京都帰宅困難者対策条例（平成24年3月30日条例第17号）	東京都帰宅困難者対策条例
27	東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示（平成13年4月6日消防庁告示第2号）	消防庁告示第2号
28	個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）	個人情報の保護に関する法律
29	品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年10月27日条例第25号）	品川区情報公開・個人情報保護条例
30	保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）	保育所保育指針
31	福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインについて（平成28年2月15日雇児発0215第1号、社援発0215第4号）	雇児発0215第1号通知
32	子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）	子ども・子育て支援法
33	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）	子ども・子育て支援法施行規則
34	育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて（平成3年12月20日基発第712号通知）	基発第712号通知
35	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について（平成21年12月28日雇児発第1228第2号）	雇児発第1228第2号
36	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日雇児発0823第1号）	雇児発0823第1号

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
1 運営方針	<p>1 地域型保育事業所（以下、「事業所」という。）は、事業の公共性の高さに鑑み、利用者、職員に対して、人種、信条、国籍、性別、社会的身分、門地または入所に要する費用負担等により差別したり、宗教上の行為、祝典、儀式または行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。</p> <p>2 保育サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、保育サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならず、サービスの提供に当たっては、利用者の意向を十分に尊重するよう努めなければならない。</p> <p>3 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 地域型保育事業を行う者（以下、「事業所」という。）が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 (1) 利用目的をできる限り特定すること。 (2) 個人情報を取得した場合、本人に速やかに利用目的を通知または公表すること。 (3) 個人情報を適正に取得し、また、その内容を正確に保つこと。 (4) 個人情報漏えいの防止および漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 (5) 法令に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 (6) 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。</p>	<p>1 人種、信条等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。</p> <p>2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。</p> <p>3 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>4 個人情報保護に関して、適切な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第3条 (2) 家庭的設備運営基準条例第12条 (3) 区運営の基準に関する条例第24条、第50条</p> <p>(1) 区運営の基準に関する条例第3条</p> <p>(1) 家庭的設備運営基準条例第22条 (2) 区運営の基準に関する条例第30条、第50条</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律第15条～第31条 (2) 品川区情報公開・個人情報保護条例第4条 (3) 保育所保育指針第1章4(3) (5) 雇児発0215第1号通知</p>	<p>(1) 人種、信条等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。</p> <p>(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制を整備していない。</p> <p>(1) 適切な対応をしていない。</p> <p>(1) 適切な措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
		5 事業所は秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第21条 (2) 区運営の基準に関する条例第27条、第50条	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(1) 利用者との契約状況	利用者との契約にあたっては、次の事項を記載した重要事項説明書を作成し、利用者に説明し同意を得たうえで交付しなければならない。契約書は2通作成し双方で保有するものとする。 (1) 運営規程の概要 (2) 連携施設の種類、名称、連携協力の概要 (3) 職員の勤務体制 (4) 利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項	1 利用契約は適切か。 2 契約書および重要事項説明書を作成し、交付しているか。	(1) 区運営の基準に関する条例第38条 (1) 事務取扱要領第7条 (2) 補助条件1の14、2の13	(1) 契約書および重要事項説明書を作成していない。 (2) 契約書および重要事項説明書の内容が不十分である。 (1) 契約書および重要事項説明書を利用者に交付していない。	C B C
(2) 掲示	1 事業者は、次に掲げる事項を事業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。 (1) 運営規定の概要 (2) 職員の勤務体制 (3) 利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項 2 事業者は、交付された認可証を見やすい場所に掲示するものとする。 3 区長の認可を受けた事業者は、認可表示板を見やすい場所に掲示する。	1 見やすい場所に掲示しているか。 2 見やすい場所に掲示しているか。 3 見やすい場所に掲示しているか。	(1) 区運営の基準に関する条例第23条、第50条 (1) 事務取扱要綱第14条 (1) 補助条件1の3、2の3	(1) 見やすい場所に掲示していない。 (1) 見やすい場所に掲示していない。 (1) 見やすい場所に掲示していない。	C C C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(3) 情報の提供	<p>事業者は、次の(1)から(3)の情報を、インターネットおよび印刷物等で保護者等の利用希望者に対し、情報提供を行わなければならない。</p> <p>(1)事業者等に関する事項</p> <p>①事業者の事業者名、所在地(町名まで)、保育に従事する職員および調理員等の資格および保育経験年数等に関する事項</p> <p>②保育を行う居宅等の位置(町名まで)およびその状況に関する事項</p> <p>(2)施設に関する事項</p> <p>①施設の種類に関する事項</p> <p>②名称および所在地に関する事項</p> <p>③施設整備の状況に関する事項</p> <p>④保育する乳幼児の数に関する事項</p> <p>⑤保育実施日および保育時間に関する事項</p> <p>(3)運営に関する事項</p> <p>①保育料に関する事項</p> <p>②事業の運営方針に関する事項</p> <p>③保育内容および特徴に関する事項</p> <p>④選考基準に関する事項</p> <p>⑤給食の実施状況に関する事項</p> <p>⑥相談、苦情等の対応のための取組状況に関する事項</p> <p>⑦自己評価等の結果に関する事項</p> <p>⑧事故発生時の対応に関する事項</p>	1 事業所の情報を提供しているか。	(1) 補助条件1の2、2の2	(1) 情報の提供が不十分である。	B
(4) サービス評価	<p>事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常にサービスを受ける利用者の立場に立って、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければならない。</p>	1 サービス評価等、サービスの質の向上のための取り組みをしているか。	<p>(1) 家庭的設備運営基準条例第6条第3項、第4項</p> <p>(2) 区運営の基準に関する条例第45条</p>	(1) サービス評価等、サービスの質向上のための取り組みを行っていない。	B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
2 児童の入所状況 (1) 定員の遵守	地域型保育事業の利用児童の定員は以下のとおりとす (1)家庭的保育事業 3人以下（家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下） (2)小規模保育事業（A型とB型） 6人から19人まで (3)小規模保育事業（C型） 6人から10人まで (4)居宅訪問型保育事業 1人 (5)事業所内保育事業 利用定員数に応じて一定の地域枠を設ける。	1 適正な定員設定をしているか。	(1) 児童福祉法第6条の3第10項 (2) 家庭的設備運営基準条例第24条第3項、第36条、第40条 (3) 家庭的設備運営基準条例施行規則第15条 (4) 区運営の基準に関する条例第37条	(1) 定員設定が不適切である。	C
(2) 利用定員の変更 ア 事務取扱要綱による内容変更	利用定員について変更が生じた時は、変更しようとする日の30日前までに区長へ提出しなければならない。 【参考】内容変更の届出をする必要のあるもの (1)建物の規模構造、使用区分（保育室等の設置位置等）および屋外遊戯場に代わるべき場所の変更 (2)利用定員または年齢区分の変更 (3)代表者の変更 (4)職員の変更 (5)調理業務の委託または外部搬入委託 (6)前各号に掲げるもの以外の事項 ※区と協議し、内容変更の届出が必要と判断された事項	1 認可内容と現状は一致しているか。	(1) 事務取扱要綱第12条 (2) 事務取扱要領第9条	(1) 認可（届出）内容と現状に著しい相違がある。	C
イ 確認事務取扱要綱による内容変更	1 子ども・子育て支援法第44条第1項の規定により事業者の確認の変更を受けようとする者は、原則として確認の変更を受けようとする20日前までに区長に申請書を提出しなければならない。 ・利用定員を増加するとき 2 子ども・子育て支援法第47条第2項の規定により事業者の利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに区長に申請書を提出しなければならない。	1 確認内容と一致しているか。	(1) 子ども・子育て支援法第44条 (2) 子ども・子育て支援法第47条 (3) 子ども・子育て支援法施行規則第41条	(1) 確認（届出）内容と現状に著しい相違がある。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>【参考】 その他内容変更の届出をする必要のあるもの</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則第41条の事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について、10日以内に事業者の確認内容変更届を区長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称および所在地 ・申請者の名称および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所および職名 ・申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等（区長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧できる場合は、この限りでない） ・事業所の平面図（各室の用途を明示したものとする。）および設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ・運営規程 ・当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費および特例地域型保育給付費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日および住所 ・特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項および第2項により連携協力を行う特定教育・保育施設または同項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第1第2号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称 		(4) 確認事務取扱要綱第8条、第9条、第10条		
<p>3 組織管理</p> <p>(1) 運営規程(園規則)</p>	<p>事業所の運営においては、事業内容、運営方針、管理体制等組織の基本的事項を定めた規程を設ける必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数および職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日および時間ならびに特定地域型保育の提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由およびその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程またはこれに代わる規程があるか。 2 運営規程の内容は適切か。 3 職員への周知を行っているか。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭的設備運営基準条例第19条 (2) 区運営の基準に関する条例第46条 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 運営規程等を作成していない。 (1) 運営規程の内容に法令違反等があり、事業所の運営に重大な影響を及ぼしている。 (1) 職員への周知が行われていない。 	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(2) 就業規則 (常時10人以上の労働者がいる場合)	就業規則は当該施設職員（非常勤職員を含む）の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。事業所の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。	<p>1 就業規則（非常勤就業規則を含む）を整備しているか。</p> <p>2 規定内容は適正か。</p> <p>3 職員10人以上の事業所で就業規則を労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>4 職員へ周知しているか</p>	<p>(1) 労働基準法第89条</p> <p>(2) 事務取扱要領第7条</p> <p>(1) 労働基準法第89条</p> <p>(1) 労働基準法第106条</p>	<p>(1) 就業規則を作成していない。</p> <p>(1) 内容が著しく不適正である。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>(1) 職員に周知していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(3) 給与規程	<p>1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが、職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることや公的補助金からも支出されていることから適正に整備されていることが必須である。</p> <p>2 職員の給与の支給については、労働基準法（差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等）および最低賃金法で定める事項の外は、当該事業所における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。</p> <p>3 給与および諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。</p>	<p>1 給与規程を整備しているか。</p> <p>2 給与規程の内容は適正であるか。</p> <p>3 給与および諸手当等の支給基準が明確になっているか。</p> <p>4 規程と実態に差異はないか。</p> <p>5 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条第2号</p> <p>(1) 労働基準法第89条</p>	<p>(1) 給与規程を整備していない。</p> <p>(1) 給与規程の内容が不適正である。</p> <p>(2) 給与規程の内容が一部不適正である。</p> <p>(1) 給与および諸手当の支給基準が明確でない。</p> <p>(1) 規程と実態に差異がある。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(4) 育児休業規程等	<p>1 育児休業</p> <p>(1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で1歳6ヵ月）に満たない子を養育する労働者が休業を申出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申し出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。</p> <p>育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 <p>また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、労働者に周知させるために措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(2) 勤務時間の短縮等の措置</p> <p>① 3歳に満たない子を養育する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務制度 <p>※ 育児・介護休業法の改正により、平成22年6月30日から、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく短時間勤務制度が義務付けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の制度に準ずる措置（育児休業3歳までの延長） ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ <p>② 所定時間外労働をさせない制度</p> <p>※ 3歳までの子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて、労働させてはならない。</p> <p>(3) 時間外労働の制限</p> <p>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りではない。（制限時間1月24時間、1年150時間）</p> <p>(4) 労働者の配置に関する配慮</p> <p>事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、当該労働者の子の養育の状況に配慮しなければならない。</p>	<p>1 育児休業に関する規程を整備しているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）</p> <p>2 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>3 育児休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>4 育児休業および勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。</p> <p>5 勤務時間の短縮等の措置を適切に実施しているか。</p> <p>6 所定時間外労働の免除を適切に行っているか。</p> <p>7 時間外労働の制限について、適切に実施しているか。</p> <p>8 労働者の配置について、配慮しているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条第1号</p> <p>(2) 基発第712号通知</p> <p>(3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、第17条、第19条、第23条、第24条</p> <p>(4) 雇児発第1228第2号</p> <p>(1) 労働基準法第89条</p> <p>(1) 育児・介護休業法第5条～第10条、第23条、第24条</p> <p>(1) 育児・介護休業法第21条</p> <p>(1) 育児・介護休業法第23条第1項、第2項</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の8</p> <p>(1) 育児・介護休業法第17条</p> <p>(1) 育児・介護休業法第26条</p>	<p>(1) 育児休業に関する規程を整備していない。</p> <p>(2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>(1) 育児休業および勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p> <p>(1) 職員に周知していない。または不十分である。</p> <p>(1) 勤務時間の短縮等の措置を適切に実施していない。</p> <p>(1) 所定時間外労働の免除を適切に行っていない。</p> <p>(1) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(1) 労働者の配置について、配慮していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>2 介護休業</p> <p>(1)介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合、事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・その他合理的理由がある場合 <p>介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 <p>また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(2)勤務時間の短縮等の措置</p> <p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ④介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 <p>(3)時間外労働の制限</p> <p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間)</p> <p>(4)労働者の配置に関する配慮</p> <p>事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、その介護の状況に配慮しなければならない。</p> <p>3 子の看護休暇</p> <p>小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日休暇を取得できる。</p>	<p>9 介護休業に関する規程を整備しているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)</p> <p>10 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>11 介護休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>12 介護休業および勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。</p> <p>13 時間外労働の制限について、適切に実施しているか。</p> <p>14 労働者の配置について、配慮しているか。</p> <p>15 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1)労働基準法第89条第1号</p> <p>(1)労働基準法第89条</p> <p>(1)育児・介護休業法第11条～第16条、第23条</p> <p>(1)育児・介護休業法第21条</p> <p>(1)育児・介護休業法第18条</p> <p>(1)育児・介護休業法第26条</p> <p>(1)育児・介護休業法第16条の2～第16条の4</p>	<p>(1)介護休業に関する規程を整備していない。</p> <p>(2)介護休業に関する規程の内容に不備がある。</p> <p>(1)労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1)介護休業および勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p> <p>(1)職員に周知していない。または不十分である。</p> <p>(1)時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(1)労働者の配置について、配慮していない。</p> <p>(1)子の看護休暇制度について、適切に実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
<p>4 職員の状況 (1) 職員配置</p>	<p>条例、規則で定める基準 入所児童に対して適切な処遇を行うため、家庭的設備運営基準条例および家庭的設備運営基準条例施行規則に定める次の基準に定める職員が不足した場合は職員の充足を行うこと。</p> <p>地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）では、保育従事職員のほか、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>給付費に含まれる職員 品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱に基づく補助金を受ける事業所は、上記に加え、職員を配置する必要がある。</p> <p>1 家庭的保育事業 (1) 条例、規則で定める職員 ①0～2歳児 3人に対して家庭的保育者1人 ※家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人まで ②調理員および嘱託医 ※調理員の要件は、給付費に含まれる職員の規定による (2) 給付費に含まれる職員 ①非常勤調理員等 ※調理業務の全部を委託する場合または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる ②非常勤事務員 ※利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育事業補助者加算を受ける事業所を除く ※家庭的保育者等が兼務する場合または業務委託する場合は、配置は不要 ③嘱託歯科医</p> <p>2 小規模保育事業A型 (1) 条例、規則で定める職員 (次に定める数の合計数に保育士1を加えた数とする。) ①乳児 おおむね3人に対して保育士1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に対して保育士1人 ③満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人に対して保育士1人</p>	<p>1 定員見合いの職員数を配置しているか。</p> <p>2 調理員および嘱託医を配置しているか。</p> <p>3 定められた職員数を加配しているか。</p>	<p>(1) 家庭的設備運営基準条例第24条、第30条、第32条、第35条、第40条、第45条、第48条</p> <p>(2) 家庭的設備運営基準条例施行規則第7条、第10条、第11条、第16条、第18条、第19条</p> <p>(1) 品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱第3条</p> <p>(2) 雇児発0823第1号</p>	<p>(1) 条例・規則に基づく職員を配置していない。（定員に対して職員が不足している場合）</p> <p>(2) 保育士資格を有する常勤職員の配置が不適正である。</p> <p>(3) その他職員の配置が不適正である。</p> <p>(1) 調理員を配置せず、調理業務の委託または外部搬入方式による給食の提供も行っていない。</p> <p>(2) 嘱託医を配置していない。</p> <p>(1) 定められた職員数を加配していないまたは不足している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>④満4歳以上の児童 おおむね30人に対して保育士1人</p> <p>⑤調理員および嘱託医 ※調理員の要件は、給付費に含まれる職員の規定による</p> <p>※保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師または看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(2)給付費に含まれる職員</p> <p>①非常勤保育士 1人</p> <p>②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所保育士 1人</p> <p>③非常勤調理員等 ※調理業務の全部を委託する場合または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる</p> <p>④非常勤事務員 ※管理者等の職員が兼務する場合または業務委託する場合は、配置は不要</p> <p>④嘱託歯科医</p> <p>3 小規模保育事業B型</p> <p>(1)条例、規則で定める職員 (次に定める数の合計数に保育従事者1を加えた数とする。)</p> <p>①乳児 おおむね3人に対して保育従事者1人</p> <p>②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に対して保育従事者1人</p> <p>③満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人に対して保育従事者1人</p> <p>④満4歳以上の児童 おおむね30人に対して保育従事者1人</p> <p>⑤調理員および嘱託医 ※調理員の要件は、給付費に含まれる職員の規定による</p> <p>※保育従事者とは、保育士および家庭的保育者をいう</p> <p>※上記の合計の半数以上は保育士であること</p> <p>※保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師または看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>				

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>(2) 給付費に含まれる職員</p> <p>① 非常勤保育従事者 1人</p> <p>② 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所 非常勤保育従事者 1人</p> <p>③ 非常勤調理員等 ※調理業務の全部を委託する場合または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる</p> <p>④ 非常勤事務員 ※管理者等の職員が兼務する場合または業務委託する場合は、配置は不要</p> <p>④ 嘱託歯科医</p> <p>4 小規模保育事業C型</p> <p>(1) 条例、規則で定める職員</p> <p>① 0～2歳児 3人に対して家庭的保育者1人 ※家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人まで</p> <p>② 調理員および嘱託医 ※調理員の要件は、給付費に含まれる職員の規定による</p> <p>(2) 給付費に含まれる職員</p> <p>① 非常勤保育従事者 1人</p> <p>② 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所 非常勤保育従事者1人</p> <p>③ 非常勤調理員等 ※調理業務の全部を委託する場合または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる</p> <p>④ 非常勤事務員 ※管理者等の職員が兼務する場合または業務委託する場合は、配置は不要</p> <p>⑤ 嘱託歯科医</p> <p>5 居宅訪問型保育事業</p> <p>(1) 条例、規則で定める職員</p> <p>① 乳幼児1人に対して家庭的保育者1人</p> <p>(2) 給付費に含まれる職員</p> <p>① 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所 非常勤保育従事者1人</p>				

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>6 小規模型事業所内保育事業</p> <p>(1) 条例、規則で定める職員 (次に定める数の合計数に保育従事者1を加えた数とする。)</p> <p>①乳児 おおむね3人に対して保育従事者1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に対して保育従事者1人 ③満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人に対して保育従事者1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に対して保育従事者1人 ⑤調理員および嘱託医 ※調理員の要件は、給付費に含まれる職員の規定による ※保育従事者とは、保育士および保育に従事する職員として区長が行う研修を終了したものをいう ※上記の合計の半数以上は保育士であること ※保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師または看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(2)-1給付費に含まれる職員（A型）</p> <p>①非常勤保育士 1人 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所非常勤保育従事者 1人 ③非常勤調理員等 ※調理業務の全部を委託する場合または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる ④非常勤事務員 ※管理者等の職員が兼務する場合または業務委託する場合は、配置は不要 ⑤嘱託歯科医</p> <p>(2)-2給付費に含まれる職員（B型）</p> <p>①非常勤保育従事者 1人 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所非常勤保育従事者 1人 ③非常勤調理員等 ※調理業務の全部を委託する場合または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる</p>				

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>④非常勤事務員 ※管理者等の職員が兼務する場合または業務委託する場合は、配置は不要</p> <p>⑤嘱託歯科医</p> <p>7 保育所型事業所内保育事業 (1) 条例、規則で定める職員</p> <p>①乳児 おおむね3人に対して保育士1人</p> <p>②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に対して保育士1人</p> <p>③満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人に対して保育士1人</p> <p>④満4歳以上の児童 おおむね30人に対して保育士1人 ※保育士の数は、保育所型事業所内保育事業所一つにつき2人を下回ることができない</p> <p>⑤調理員および嘱託医 ※調理員の要件は、給付費に含まれる職員の規定による</p> <p>※保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師または看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(2) 給付費に含まれる職員</p> <p>①保育士 1人</p> <p>②非常勤保育士 1人</p> <p>③保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所 保育士 1人 ※事業所全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は、非常勤の保育士としても差し支えない</p> <p>④調理員等 ※利用定員40人以下の事業所は1人、41人以上の事業所は2人 ※調理業務の全部を委託する場合または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる</p> <p>⑤非常勤事務員 ※管理者等の職員が兼務する場合または業務委託する場合は、配置は不要</p> <p>⑥嘱託歯科医 ※給付費の加算の認定を受けている場合は、その加算条件に従うこと</p>				

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(2) 職員の変更	<p>職員について変更が生じた時は、変更しようとする日の30日前までに区長へ提出しなければならない。</p> <p>【参考】内容変更の届出をする必要のあるもの</p> <p>(1) 建物の規模構造、使用区分（保育室等の設置位置等）および屋外遊戯場に代わるべき場所の変更</p> <p>(2) 利用定員または年齢区分の変更</p> <p>(3) 代表者の変更</p> <p>(4) 職員の変更</p> <p>(5) 調理業務の委託または外部搬入委託</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外の事項</p> <p>※区と協議し、内容変更の届出が必要と判断された事項</p>	2 認可内容と現状は一致しているか。	<p>(1) 事務取扱要綱第12条</p> <p>(2) 事務取扱要領第9条</p>	(1) 認可（届出）内容と現状に著しい相違がある。	C
(3) 採用・退職	<p>1 募集および採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>(1) 労働契約の期間に関する事項</p> <p>(2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項</p> <p>(3) 就労の場所および従事すべき業務に関する事項</p> <p>(4) 始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項</p> <p>(5) 賃金の決定、計算、支払方法、賃金の締切および支払いの時期に関する事項</p> <p>(6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p> <p>上記の事項については、必ず明示しなければならない、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。</p> <p>3 非常勤職員の雇用</p> <p>就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。</p> <p>労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。</p> <p><パートタイム労働法上の明示事項></p> <p>昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、相談窓口</p>	<p>1 募集および採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>2 職員の採用時に職務内容、給与等の勤務条件を明示しているか。</p> <p>3 非常勤職員の採用時に、職務内容、給与等の勤務条件を明示しているか。</p>	<p>(1) 均等法第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項</p> <p>(2) 労働基準法施行規則第5条</p> <p>(1) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条</p>	<p>(1) 募集および採用時に、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。</p> <p>(1) 採用時に労働条件の明示がない。</p> <p>(2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。</p> <p>(1) 非常勤職員に勤務条件の明示がない。</p> <p>(2) 非常勤職員の勤務条件の明示が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(4) 職員給与等の状況	職員の給与の支給については、労働基準法および最低賃金法で定める事項の外は、当該事業所等における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。	1 給与は規程に基づき適切に支給しているか。	(1) 労働基準法 (2) 最低賃金法	(1) 給与の支給内容に問題がある。	C
(5) 社会保険	職員5人以上使用する事業者は、健康保険、厚生年金、雇用保険および労災保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入または強制適用されることとなっている。事業主の保険料負担分は運営費の中に組み込まれている。	1 社会保険への加入は適正か。	(1) 健康保険法第3条 (2) 厚生年金保険法第6条第1項 (3) 雇用保険法第5条 (4) 労働者災害補償保険法第3条第1項	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(6) 健康管理	職員の健康の確保は、事業の円滑な遂行に必要であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、職員の安全衛生を確保しなければならない。	1 職員に対し、採用時および1年に1回定期健康診断を実施しているか。 2 実施内容は適切か。 3 健康診断の結果を記録保存しているか。	(1) 労働安全衛生法第66条 (2) 労働安全衛生規則第43条～45条 (3) 補助条件1の1、2の1 (1) 労働安全衛生規則第51条 (2) 事務取扱要領第7条	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 健康診断の未受診者がいる。 (1) 健康診断の実施時期、方法が適切でない。 (1) 健康診断の記録整備が不十分である。	C B B B
(7) 勤務体制	事業所における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
(8) 男女の均等な待遇の確保	1 事業者は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職および解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 事業者は、女性労働者が保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 妊娠中および出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	(1) 均等法第6条～第8条 (1) 均等法第12条、第13条	(1) 性別による差別的取扱いをしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。	B B B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
5 関連帳簿の整備	1 職員の雇用状況を把握するため、関連帳簿を整備しなければならない。 2 職員の勤務体制について労働基準法を遵守したうえで、子どもの保育に沿った勤務時間の割り振りが確認できる書類および勤務実績が確認できる書類を整備する。 3 事業者は、賃金台帳を作成し、賃金計算の基礎となる事項および賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度、記入しなければならない。	1 労働者名簿を整備しているか。	(1) 労働基準法第107条 (2) 事務取扱要領第7条	(1) 労働者名簿が整備されていない。	B
		2 履歴書、資格証明書（登録証）等を整備しているか。	(1) 労働基準法第107条 (2) 事務取扱要領第7条	(1) 履歴書、資格証明書（登録証）等が整備されていない。 (2) 履歴書、資格証明書（登録証）等の一部が整備されていない。	C B
		3 勤務表（シフト表）が作られているか。	(1) 事務取扱要領第7条	(1) 勤務表（シフト表）が作られていない。 (2) 勤務表（シフト表）の一部に不備がある。	C B
		4 勤務実績が確認できる書類（出勤簿・タイムカード等）が作られているか。	(1) 事務取扱要領第7条	(1) 勤務実績が確認できる書類（出勤簿・タイムカード等）が作られていない。 (2) 勤務実績が確認できる書類（出勤簿・タイムカード等）の一部に不備がある。	C B
		5 賃金台帳を適正に作成しているか。	(1) 労働基準法第108条 (2) 事務取扱要領第7条	(1) 賃金台帳を作成していない。	C
		6 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労働基準法第108条、109条 (2) 事務取扱要領第7条	(1) 賃金台帳の一部に不備がある。	B
6 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 入所児童が、良好な環境のもとで生活を営むためには家庭的設備運営基準条例および関係法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。	1 施設設備の基準に適合しているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第23条、第29条、第33条、第34条、第39条、第44条、第49条 (2) 家庭的設備運営基準条例施行規則第6条、第13条、第21条	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>2 基準面積等</p> <p>(1)家庭的保育事業</p> <p>①乳幼児の保育を行う専用の部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用の部屋の面積は9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。 <p>②屋外遊戯場（付近の代替地（公園等）でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>代替場所を利用する場合には、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。</p> <p>③調理設備、便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備は乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画し、定員に見合う設備を有すること。 ・便所は利用乳幼児に見合う設備を有すること。 <p>(2)小規模保育事業A型、B型</p> <p>①乳児室またはほふく室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児または満2歳に満たない幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>②保育室または遊戯室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上満3歳に満たない幼児1人につき 3.3㎡以上 ・満3歳以上の幼児1につき 1.98㎡以上 <p>③屋外遊戯場（付近の代替地（公園等）でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>代替場所を利用する場合には、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。</p> <p>④調理設備、便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員に見合う面積、設備を有すること。 ・便所には保育室用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室および調理設備と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。 ・便所の数は定員20人につきおおむね1つ以上であること。 <p>⑤沐浴ができる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の身体の清潔の確保および感染症防止のため、沐浴ができる設備を設けること。 <p>※沐浴ができる設備とは、保育室とは仕切られており、給湯シャワーを有する設備をいう。また、これらの設備にはいたずら防止策が施されていること。</p>	<p>3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>4 乳幼児の身体の清潔の確保および感染症防止のための対策が講じられているか。</p>	<p>(3) 事務取扱要綱第5条</p> <p>(4) 事務取扱要領第4条</p> <p>(1) 家庭的設備運営基準条例第23条、第29条、第33条、第34条、第39条、第44条、第49条</p> <p>(2) 家庭的設備運営基準条例施行規則第6条、第13条、第21条</p> <p>(3) 事務取扱要綱第5条</p> <p>(4) 事務取扱要領第4条、第5条、第6条</p>	<p>(1) 在籍児に見合う基準面積を下回っている。</p> <p>(1) 乳幼児の身体の清潔の確保および感染症防止のための対策が講じられていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>(3)小規模保育事業C型</p> <p>①乳児室またはほふく室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児または満2歳に満たない幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>②保育室または遊戯室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>③屋外遊戯場（付近の代替地（公園等）でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>代替場所を利用する場合には、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。</p> <p>④調理設備、便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員に見合う面積、設備を有すること。 ・便所には保育室用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室および調理設備と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。 ・便所の数は定員20人につきおおむね1つ以上であること。 <p>⑤沐浴ができる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の身体の清潔の確保および感染症防止のため、沐浴ができる設備を設けること。 <p>※沐浴ができる設備とは、保育室とは仕切られており、給湯シャワーを有する設備をいう。また、これらの設備にはいたずら防止策が施されていること。</p> <p>(4)居宅訪問型保育事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備および備品を備えなければならない。 <p>(5)保育所型事業所内保育事業所</p> <p>①乳児室またはほふく室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児または満2歳に満たない幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>②保育室または遊戯室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき 1.98㎡以上 <p>③屋外遊戯場（付近の代替地（公園等）でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>代替場所を利用する場合には、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。</p> <p>④医務室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静養できる機能を有すること。事務室等との兼用も可。 				

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<p>⑤調理室、便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員に見合う面積、設備を有すること。 ・便所には保育室用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室および調理設備と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。 ・便所の数は定員20人につきおおむね1つ以上であること。 <p>⑥沐浴ができる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の身体の清潔の確保および感染症防止のため、沐浴ができる設備を設けること。 <p>※沐浴ができる設備とは、保育室とは仕切られており、給湯シャワーを有する設備をいう。また、これらの設備にはいたずら防止策が施されていること。</p> <p>(6)小規模型事業所内保育事業所</p> <p>①乳児室またはほふく室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児または満2歳に満たない幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>②保育室または遊戯室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき 1.98㎡以上 <p>③屋外遊戯場（付近の代替地（公園等）でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡以上 <p>代替場所を利用する場合には、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。</p> <p>④調理設備、便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員に見合う面積、設備を有すること。 ・便所には保育室用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室および調理設備と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。 ・便所の数は定員20人につきおおむね1つ以上であること。 <p>⑤沐浴ができる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の身体の清潔の確保および感染症防止のため、沐浴ができる設備を設けること。 <p>※沐浴ができる設備とは、保育室とは仕切られており、給湯シャワーを有する設備をいう。また、これらの設備にはいたずら防止策が施されていること。</p>				

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(2) 建物設備の変更 ア 事務取扱要綱による内容変更	<p>3 その他</p> <p>出入口のほか非常に非常口を設置し、非常口は、災害等非常時に2方向避難が可能になるような位置に設置されていること。</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない（家庭的保育事業および居宅訪問型保育事業所を除く）。また、必要な医薬品、その他医療品を備えなければならない。</p>	<p>5 非常口が設置されており、2方向避難が可能となっているか。</p> <p>6 保育に必要な用具および備品が備えられているか。</p>	<p>(1) 家庭的設備運営基準条例第29条、第33条、第34条、第44条、第49条</p>	<p>(1) 非常口が設置されておらず、2方向避難が可能でない。</p> <p>(1) 用具等が備えられていない。 ※例示：必要な遊具（テレビは含まない。）がない。</p> <p>(2) 用具等の備えが不十分 ※例示：年齢に応じた玩具が備えられていない。</p>	C
	<p>建物の規模構造について変更が生じた時は、変更しようとする日の30日前までに区長へ提出しなければならない。</p> <p>【参考】内容変更の届出をする必要のあるもの</p> <p>(1) 建物の規模構造、使用区分（保育室等の設置位置等）および屋外遊戯場に代わるべき場所の変更</p> <p>(2) 利用定員または年齢区分の変更</p> <p>(3) 代表者の変更</p> <p>(4) 職員の変更</p> <p>(5) 調理業務の委託または外部搬入委託</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外の事項</p> <p>※区と協議し、内容変更の届出が必要と判断された事項</p>	<p>1 認可内容と現状は一致しているか。</p>	<p>(1) 事務取扱要綱第12条</p> <p>(2) 事務取扱要領第9条</p>	<p>(1) 認可（届出）内容と現状に著しい相違がある。</p>	C
イ 確認事務取扱要綱による内容変更	<p>1 子ども・子育て支援法第44条第1項の規定により事業者の確認の変更を受けようとする者は、原則として確認の変更を受けようとする20日前までに区長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>・利用定員を増加するとき</p> <p>2 子ども・子育て支援法第47条第2項の規定により事業者の利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに区長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>【参考】その他内容変更の届出をする必要のあるもの</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則第41条の事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について、10日以内に事業者の確認内容変更届を区長に提出しなければならない。</p> <p>・事業所の名称および所在地</p> <p>・申請者の名称および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p>	<p>1 確認内容と一致しているか。</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援法第44条</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第47条</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法施行規則第41条</p> <p>(4) 確認事務取扱要綱第8条、第9条、第10条</p>	<p>(1) 確認（届出）内容と現状に著しい相違がある。</p>	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等（区長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧できる場合は、この限りでない） ・事業所の平面図（各室の用途を明示したものとする。）および設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ・運営規程 ・当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費および特例地域型保育給付費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日および住所 ・特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項および第2項により連携協力を行う特定教育・保育施設または同項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第1第2号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称 				
(3) 建物設備の安全、衛生	<p>1 事業所の設備構造は、採光・換気等児童の保健衛生および児童に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。また、事業所の職員は、児童の安全確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。外部からの不審者等に侵入防止のための措置や訓練などの不足の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p>①家庭的保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明および換気設備を有すること。 ・衛生的な調理設備および便所を設けること。 <p>②小規模保育事業A型、B型、C型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生的な調理設備および便所を設けること。 <p>2 事業所の設備等については、衛生的な管理に努めまたは衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 施設内外に危険な箇所はないか。</p> <p>2 室内環境の把握とその改善を図っているか。</p> <p>3 保育室、調理室および便所等設備が清潔であるか。</p> <p>4 寝具、遊具等備品が清潔であるか。</p>	<p>(1) 家庭的設備運営基準条例第6条、第15条、第23条、第29条、第33条、第34条、第39条、第44条、第49条</p> <p>(2) 事務取扱要綱第5条</p> <p>(3) 事務取扱要領第4条</p>	<p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。</p> <p>(2) 採光・換気等が悪い。</p> <p>(3) 危険物が放置されている。</p> <p>(4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。</p> <p>※例示： 施錠をする等、不審者対策がなされていない。</p> <p>(1) 室内環境の改善を図っていない。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題である。</p> <p>(2) 清掃が十分でなく、整理されていない。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題である。</p> <p>(2) 清掃が十分でなく、整理されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
7 災害対策の状況 (1) 消防計画	消防計画は、利用者の火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、作成されていることが望ましい。また、計画を策定している場合、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。	1 消防計画を作成し、所轄消防署に届け出ている (届出が可能な場合)	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条 (4) 家庭的設備運営基準条例第8条 (5) 補助条件1の1、2の1	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画を作成しているが、所轄消防署に届け出ている。 (3) 消防計画の内容に不備がある。	C C B
(2) 防災計画	事業者は、都および区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・ 事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。	1 地震防災計画（事業所防災計画）を作成しているか。	(1) 東京都震災対策条例第10条 (2) 東京都帰宅困難者対策条例 (3) 消防庁告示第2号	(1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	C B
(3) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 立入調査の結果に適切に対応しているか。 ・ 消防署立入検査結果通知書	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	C B
(4) 防災訓練等	非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。訓練内容は、消火活動および避難誘導等の実地訓練を原則とする。 ・ 避難および消火訓練を毎月1回以上実施すること。（図上訓練は含まない。） ・ 消防計画に沿って、避難・消火訓練が定期的に行われること。 ・ 訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・ 訓練結果については、毎回記録し、次回訓練等の参考にすること。記録には、訓練目標、災害種別、訓練方法およびその状況、所要時間、講評等についてできるだけ詳細に記載すること。 ・ 防災訓練については、少なくとも年1回は引取訓練を含んだものを行うことが望ましい。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。	1 避難・消火訓練を少なくとも月1回以上実施しているか。 2 地震想定訓練を実施しているか。 3 訓練結果の記録を整備しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項 (2) 消防法施行規則第3条第4項 (3) 家庭的設備運営基準条例第8条 (4) 事務取扱要領第7条 (5) 補助条件1の1、2の1	(1) 毎月避難および消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。 (1) 地震想定訓練を実施していない。 (1) 訓練結果の記録が不十分である。	C B B B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(5) 保安設備	<p>1 事業所においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。</p> <p>※消防署、病院等の連絡先一覧等も整備すること。</p> <p>2 消防機関へ通報する設備等の設置</p> <p>(1) 実施要綱による設置</p> <p>① 消防機関へ火災を通報する設備</p> <p>3階以上の保育所</p> <p>(2) 消防法施行令による設置</p> <p>① 自動火災報知設備</p> <p>延面積が300㎡以上の防火対象物</p> <p>② 消防機関へ通報する火災報知設備</p> <p>延面積が500㎡以上の防火対象物</p> <p>③ 漏電火災警報器</p> <p>特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上または契約電気量50Aを超える場合</p>	<p>1 消火用具、その他非常災害時に必要な設備を設けているか。</p> <p>2 消火用具等必要な設備が適切な場所に設置されているか。</p> <p>3 職員全員に設置場所、使用方法を周知しているか。</p> <p>4 消防用設備等の点検および報告をしているか。</p> <p>5 消防用設備等の自主点検をしているか。</p> <p>6 点検後の不良箇所を改善しているか。</p> <p>7 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。</p>	<p>(1) 消防法第17条の3の3</p> <p>(2) 家庭的設備運営基準条例第8条</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2第4項</p> <p>(1) 家庭的設備運営基準条例第29条</p>	<p>(1) 消火用具、その他非常災害時に必要な設備を設けていない。</p> <p>(1) 設置場所が不適切である。</p> <p>(1) 職員全員に周知されていない。</p> <p>(1) 消防用設備等の点検および報告をしていない。</p> <p>(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。</p> <p>(1) 不良箇所の改善を行っていない。</p> <p>(1) 未設置である。</p> <p>(2) 整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
8 内容変更手続き (1) 事務取扱要綱による内容変更	<p>認可内容について変更が生じた時は、変更しようとする日の30日前までに区長へ提出しなければならない。</p> <p>(1) 建物の規模構造、使用区分（保育室等の設置位置等）および屋外遊戯場に代わるべき場所の変更</p> <p>(2) 利用定員または年齢区分の変更</p> <p>(3) 代表者の変更</p> <p>(4) 職員の変更</p> <p>(5) 調理業務の委託または外部搬入委託</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外の事項</p> <p>※区と協議し、内容変更の届出が必要と判断された事項</p>	<p>2 認可内容と現状は一致しているか。</p>	<p>(1) 事務取扱要綱第12条</p> <p>(2) 事務取扱要領第9条</p>	<p>(1) 認可（届出）内容と現状に著しい相違がある。</p>	<p>C</p>

○保育内容

本指導検査基準では、関係法令および通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令および通知等	略称
1	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	児童福祉法
2	食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）	食育基本法
3	健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）	健康増進法
4	健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）	健康増進法施行規則
5	学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）	学校保健安全法施行規則
6	食品製造業等取締条例（昭和28年10月20日都条例第111号）	食品製造業等取締条例
7	食品製造業等取締条例施行規則（昭和28年11月1日都規則第183号）	食品製造業等取締条例施行規則
8	労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）	労働安全衛生規則
9	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）	児童虐待の防止等に関する法律
10	保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）	保育所保育指針
11	保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）	児発第86号通知
12	特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日府政共生96号）	府政共生96号通知
13	特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について（平成27年3月27日26福保子保第2984号）	26福保子保第2984号通知
14	品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年7月11日条例第25号）	区運営の基準に関する条例
15	品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年7月11日条例第24号）	家庭的設備運営基準条例
16	品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成26年7月11日規則第31号）	家庭的設備運営基準条例施行規則
17	品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱（平成26年11月6日子ども未来事業部長決定）	事務取扱要綱
18	品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要領（平成26年11月6日子ども未来事業部長決定）	事務取扱要領
19	品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱第4条に基づき子ども未来事業部長が定める補助条件	補助条件

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
1 保育の状況	<p>保育の状況については「保育所保育指針」を評定の基準とする。</p> <p>事業所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために「養護」、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」および「表現」に関する目標を目指して行われるものである。</p> <p>事業所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たるものである。</p>		<p>(1) 区運営の基準に関する条例第44条</p> <p>(2) 保育所保育指針</p>		
(1) 人権の尊重	<p>事業所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p>	1 子ども一人一人の人権を尊重した保育を行っているか。	<p>(1) 家庭的設備運営基準条例第6条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章4(1)</p>	<p>(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。</p> <p>(2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(2) 保育課程の編成	<p>保育課程は、保育の方針・目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育のねらいおよび内容が総合的に展開されるよう編成されなければならない。また、地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って、子どもの生活および発達の連続性に留意し、創意工夫して保育できるよう編成されなければならない。</p>	<p>1 保育課程を編成しているか。</p> <p>2 保育課程の内容は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第4章1(1)</p>	<p>(1) 保育課程を編成していない。</p> <p>(1) 保育課程の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3) 指導計画 ア 指導計画の作成	<p>1 指導計画の作成に当たっては、保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した年、期、月などの長期的な指導計画と、生活の流れを捉えた週、あるいは日などの短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>2 指導計画の作成に当たって、「のびのび育つ しながわっこ」を参考に日々の保育の中で考え、長期・短期の指導計画を作成すること。計画の作成にあたって、園生活における子どもの発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、子どもの興味・関心・発達の実情などに応じて具体的なねらいや内容を設定すること。</p>	<p>1 長期的な指導計画があるか。</p> <p>2 短期的な指導計画があるか。</p> <p>1 指導計画の内容は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第4章1(2)ア(ア)</p> <p>(2) 事務取扱要領第7条</p> <p>(1) 保育所保育指針第4章1(2)ア(イ)(ウ)(エ)</p>	<p>(1) 長期的な指導計画がない。</p> <p>(1) 短期的な指導計画がない。</p> <p>(1) 指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
イ 指導計画の展開	1 すべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 2 子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるような援助や情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう必要な援助を行うこと。 3 常に子どもの状況に応じて、計画を柔軟に変えながら対応して行くこと。	1 職員による適切な役割分担と協力体制を整えているか。 1 指導計画に基づく保育が十分であるか。 1 保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第4章1(2)イ(ア) (1) 保育所保育指針第4章1(2)イ(イ)(ウ) (1) 保育所保育指針第4章1(2)イ(エ)	(1) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。 (1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (1) 保育の過程の記録、指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B B B
ウ 作成上の配慮すべき事項 (ア) 3歳未満児	3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。	1 3歳未満児について、個人別指導計画があるか。 2 個人別指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第4章1(3)ア(ア)	(1) 3歳未満児について、個人別指導計画がない。 (1) 個人別指導計画の内容が不十分である。	B B
(イ) 長時間に渡る保育	長時間にわたる保育については、子どもの一日の生活の連続性およびリズムの多様性に押領するとともに、保護者の生活形態を反映した在園時間の長短、入園時期、登園日数等を踏まえること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置付けは十分であるか。	(1) 保育所保育指針第4章1(3)イ	(1) 長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置付けが不十分である。	B
(ウ) 特に配慮を必要とする子ども	特に配慮が必要な子どもは、一人一人の発達の状態・家庭の状況などを把握し、適切な環境の下で、周りの子どもとの生活を通して共に成長できるように計画すること。	1 特に配慮が必要な子どもについて計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第4章1(3)ウ	(1) 特に配慮が必要な子どもの保育について、保育の内容等の指導計画への位置付けが不十分である。	B
(4) 保育内容の状況 ア 保育の内容	事業所における保育は、養護および教育を一体的に行うことをその特性とする。「養護」とは、子供の生命の保持および情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。 また、「教育」とは、子供が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」および「表現」の5領域から構成される。 この5領域並びに「生命の保持」および「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子供の生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。	1 保育の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針 (2) 区運営の基準に関する条例第44条	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
イ 虐待等の行為	<p>事業所の職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。児童虐待とは、例えば、次に示した行為である。</p> <p>(1) 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(2) 児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置。</p> <p>(4) 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他の児童に著しい心理的外傷を加える言動を行うこと。</p>	<p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律第3条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章4(1)</p> <p>(3) 区運営の基準に関する条例第25条、第50条</p> <p>(4) 家庭的設備運営基準条例第13条</p>	<p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
ウ 休息等の状況	<p>子どもの発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。</p>	<p>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>2 休息のために適切な環境を確保しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア(イ)④</p>	<p>(1) 午睡等の適切な休息を全く行っていない。</p> <p>(1) 休息のために適切な環境を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
エ 記録の状況	<p>1 児童出欠簿は、入退所の状況または各種報告の基礎になるものなので、全員について毎日正確に記録しておく必要がある。また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。</p> <p>2 保育日誌は、保育の状況（保育課程・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録であり、保育の進め方を正しく把握し、保育士の反省の材料として次の保育の手がかりとする重要な記録簿である。なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。</p> <p>3 児童票には個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p>	<p>1 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>2 児童出欠簿の記録内容は十分か。</p> <p>1 保育日誌を作成しているか。</p> <p>2 保育日誌の記録内容は十分か。0、1歳児は個人別記録になっているか。</p> <p>1 児童票を作成しているか。</p> <p>2 児童票の記録内容は十分か。</p>	<p>(1) 区運営の基準に関する条例第49条</p> <p>(1) 区運営の基準に関する条例第49条</p> <p>(2) 保育所保育指針第4章1(2)イ(エ)</p> <p>(1) 区運営の基準に関する条例第49条</p> <p>(2) 保育所保育指針第4章1(2)イ(エ)</p>	<p>(1) 児童出欠簿を作成していない。</p> <p>(1) 児童出欠簿の記録内容が不十分である。</p> <p>(1) 保育日誌を作成していない。</p> <p>(1) 保育日誌の記録内容が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。</p> <p>(1) 児童票の記録内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
オ 保育時間の状況	<p>小規模保育事業所の開所時間は、1日につき11時間、家庭的保育事業所は、1日につき10時間を確保すること。</p>	<p>1 事業所で定める開所時間を確保しているか。</p>	<p>(1) 家庭的設備運営基準条例施行規則第5条、第8条、第12条、第14条、第17条、第20条</p>	<p>(1) 事業所で定める開所時間を確保していない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
カ 休所の状況	<p>事業所は、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設であり、正当な理由なく休所することは許されない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。</p> <p>休所または一部休所（事業所としては開所しているが、一部の児童を休ませている場合をいう。）の正当な理由とは、</p> <p>(1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令 などである。</p> <p>園規則に保育時間を定めておきながら、これを短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることは認められない。</p>	<p>1 事業所の都合で休所または一部休所していないか。</p> <p>2 事業所の都合で保育時間を短縮していないか。</p>	<p>(1) 事務取扱要綱第13条</p>	<p>(1) 正当な理由なく全部または一部休所している。 (2) 家庭保育を依頼している。</p> <p>(1) 正当な理由なく保育時間を短縮している。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
キ 保護者との連絡状況	<p>常に子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>入所時には、保育方針、保育時間、休所等の園の運営内容を重要事項説明書等の文書をもって保護者に周知徹底し、理解を得る必要がある。保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や援助、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解を図るように努めること。</p> <p>また、子どもの生活や健康状態、事故の発生等について、3歳未満児については園で用意した連絡帳を備え、家庭との密接な連絡体制を整えておく必要がある。</p> <p>特に緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡表が整備され、すべての保育従事者が容易にわかるようにされていること。</p>	<p>1 保護者との連絡は十分か。</p>	<p>(1) 区運営の基準に関する条例第38条</p> <p>(2) 保育所保育指針第5章4(3)、第6章2(1)(2)</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
ク 登降園の状況	<p>児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p>	<p>1 児童の登降園は保護者等が行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章2(2)</p>	<p>(1) 児童の登降園を責任ある人以外の人が行っている。 (2) その他不適正事項がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
2 食事の提供の状況	<p><食育の推進></p> <p>食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。</p> <p>事業所における「食育」は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としている。</p> <p>日々提供される食事について、食事内容や食事環境に充分配慮するとともに、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供等、「食育」の実践に努めること。子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮する。</p> <p>テーブルや、椅子、食器、食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮する。</p> <p><食育の基本></p> <p>子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。食育の内容は、「ねらい」および「内容」から構成される。</p> <p>「ねらい」は食育の目標をより具体化したものであり、「内容」はねらいを達成するために援助する項目である。これらを食と子どもの発達の観点からまとめ、次に食育の5項目を示す。</p> <p>(1) 食と健康 (2) 食と人間関係 (3) 食と文化 (4) いのちの育ちと食 (5) 料理と食</p>		<p>(1) 保育所保育指針第5章3前文、3(3)</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章3(1)</p>		

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(1) 食育の計画	<p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価および改善に努めること。</p> <p>作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意することが重要である。同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。</p> <p>食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。</p>	1 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けているか。	(1) 保育所保育指針第4章、第5章3(2)	(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けていない。	B
(2) 食事計画と献立業務の状況					
ア 給与栄養量	<p>子どもの性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギーおよび栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。</p>	1 給与栄養量の目標を設定しているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第16条	(1) 給与栄養量の目標を設定していない。	B
イ 献立表の作成	<p>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。また、献立に基づき食事の提供を行う。献立表には、給与栄養量、素材等を記入する必要がある。</p> <p>なお、独自に献立を作成することが困難な場合には、区が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要である。</p>	1 献立表を作成しているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第16条	(1) 献立表を作成していない。 (2) 献立表の内容が不十分である。	C B
		2 実施内容を記載しているか。		(1) 実施した内容の記載がない。	B
		3 予定献立および実施献立に責任者の関与があるか。		(1) 責任者の関与がない。	B
ウ 献立の内容	<p>季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。</p> <p>1日のうち特定の食事（例えば昼食）を提供する場合は、対象となる子どもの生活状況や1日全体の食事に占める特定の食事から摂取することが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するように努めること。生活状況等に特段配慮すべき問題がない場合には、昼食については、1日全体の概ね1/3を目安とし、おやつについては、発育・発達状況に応じて1日全体の10～20%程度の量を目安とする。</p>	1 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。	(1) 保育所保育指針第5章3(1)	(1) 変化に乏しい、または嗜好等に考慮がない。	B
		2 その他献立内容に問題がないか。	(2) 家庭的設備運営基準条例第16条	(1) 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用が随所にみられる。 (2) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	B B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
エ 子どもの状況に応じた配慮	<p>1 授乳・離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることのできるよう家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況に応じ時間、調理方法、量などを決めること。離乳食は初期・中期・後期・完了期の時期に応じた進め方を目安とする。</p> <p>2 0歳児、1～2歳児の2段階で給与栄養量の目標を定めているが、食品の種類・調理方法に児童の身体的状況および発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。また、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要である。 ・ 離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うこと。 ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）を参考にに取り組むことが望ましい。 <p>※（参考）保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年3月）</p>	<p>1 適正な献立内容・調理方法に沿った食事を提供しているか。</p> <p>1 3歳未満児に対する配慮をしているか。</p> <p>2 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章3(2)</p> <p>(1) 家庭的設備運営基準条例第16条</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章3(4)</p>	<p>(1) 適正な献立内容・調理方法に沿った食事を提供していない。</p> <p>(1) 3歳未満児に対する配慮を行っていない。</p> <p>(2) 3歳未満児に対する配慮が不十分である。</p> <p>(1) 健康状態（アレルギー疾患含む。）等に配慮した食事を提供していない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(3) 栄養管理報告（給食施設）	<p>食事を供給する事業所は、栄養管理報告（給食施設）を行ない、特定給食施設に準じて報告するよう努めること。</p> <p>※特定給食施設…1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設</p>	<p>1 栄養管理報告（給食施設）を行っているか。（5月、11月分）</p>	<p>(1) 健康増進法施行規則第6条</p>	<p>(1) 栄養管理報告（給食施設）を行っていない。</p>	
(4) 食事の状況 ア 食事の中止等	<p>食事は主食、副食および間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>なお、食事の中止等の理由とは、</p> <p>(1) 感染症の発生に伴う保健所の指示</p> <p>(2) 調理室の改築・修繕等</p> <p>(3) 非常災害等で給食することが不可能 などである。</p> <p>また、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。</p>	<p>1 事業所の都合で中止していないか。</p> <p>2 簡易な食事を提供していないか。</p> <p>3 間食を提供しているか。</p>	<p>(1) 家庭的設備運営基準条例第16条</p> <p>(1) 家庭的設備運営基準条例第16条</p> <p>(1) 家庭的設備運営基準条例第16条</p>	<p>(1) 食事の提供を中止している。</p> <p>(2) その他不適正な事項がある。</p> <p>(1) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、または継続している。</p> <p>(2) その他不適正な事項がある。</p> <p>(1) 間食を提供していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
イ 検食の保存	<p>給食供給者とは、学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上または1日50食以上の食事を供給する者をいう。</p> <p>給食施設では、食品による中毒防止について特段の注意を払う必要がある。また、給食供給者は、食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるように検食を適切に保存する必要がある。</p> <p>給食供給者は、次に従い検食の保存を行うこと。</p> <p>(1) 検査用食品一食分を保存すること。</p> <p>(2) 使用した原材料を保存するよう努めること。この場合において、原材料は、洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。</p> <p>(3) 検査用食品は、食事提供後 48時間以上（48時間目が日曜日または休日に当たる場合は、72時間以上）1食分ずつ冷蔵または冷凍で保存すること。</p> <p>なお、腸管出血性大腸菌0157等による食中毒の原因の調査をより円滑かつ確実に実施するため、事業所で提供する全ての食品（既製品を含む。）について、原材料および調理済食品を食品ごとに50g 程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存することが望ましい。また、原材料についても特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存することが望ましい。</p>	1 検食を適切に保存しているか。	(1) 食品製造業等取締条例第6条	<p>(1) 検食を適切に保存していない。（給食提供者の場合）</p> <p>(2) 検食の保存方法・保存期間が一部不適切である。（給食提供者の場合）</p>	C B
(5) 給食供給者の届出等 ア 給食供給者の届出	<p>給食供給者は、給食施設における食事の提供を開始した日から10日以内に、東京都知事（保健所）に届け出なければならない。</p> <p>※給食提供者…前項目(4)イのとおり</p> <p>ただし、健康増進法に基づき、特定給食施設の開始届をすでに提出している給食施設については、再び届け出る必要はない。</p>	1 給食供給者の届出をしているか。	<p>(1) 健康増進法第20条</p> <p>(2) 食品製造業等取締条例第5条の6</p> <p>(3) 食品製造業等取締条例施行規則第7条の3第2項</p>	(1) 給食供給者の届出をしていない。（給食提供者の場合）	B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
イ 食品衛生責任者の設置	<p>1 食品供給者は、施設ごとに自ら食品衛生責任者となるか、または当該施設における従事者のうちから食品衛生責任者1名を定めて置かなければならない。</p> <p>※ 食品衛生責任者とは、 (1) 栄養士 (2) 調理師 (3) 保健所長等が実施する食品衛生責任者のための講習会の受講修了者 (4) 知事が指定した講習会の受講修了者 などである。</p> <p>2 給食供給者は、調理場の見やすい場所に食品衛生責任者の氏名を掲示する。</p>	<p>1 食品衛生責任者を設置しているか。食品衛生責任者は、常時、施設、取扱い等を管理できる者のうちから選任する。</p> <p>1 食品衛生責任者の氏名を掲示しているか。</p>	<p>(1) 食品製造業等取締条例第6条別表5 給食供給者の衛生基準第2「衛生管理運営基準」</p> <p>(1) 食品製造業等取締条例第6条別表5 給食供給者の衛生基準第2「衛生管理運営基準」</p>	<p>(1) 食品衛生責任者を設置していない（栄養士、調理師、各種講習を受けた者以外が食品衛生責任者に任命されている。（給食供給者の場合）</p> <p>(1) 食品衛生責任者の氏名を掲示していない。（給食供給者の場合）</p>	<p>B</p> <p>B</p>
	(6) 衛生管理	<p>事業所の食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、なかでも赤痢をはじめとした消化器系伝染病の予防が極めて重要とされる。このため給食調理業務に従事する職員については、その雇入れの際および調理業務への配置換えの際並びに月1回以上、検便を実施すること。検便の検査結果を確認した上で、調理業務に従事させること。また、大きな社会問題になった腸管出血性大腸菌0157 や近年問題とされているサルモネラ菌(SE)等は、抵抗力の弱い乳幼児や学童が少量で感染しやすいので、検便の実施が漏れないようにすること。</p>			
ア 検便	<p>事業所の食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、なかでも赤痢をはじめとした消化器系伝染病の予防が極めて重要とされる。このため給食調理業務に従事する職員については、その雇入れの際および調理業務への配置換えの際並びに月1回以上、検便を実施すること。検便の検査結果を確認した上で、調理業務に従事させること。また、大きな社会問題になった腸管出血性大腸菌0157 や近年問題とされているサルモネラ菌(SE)等は、抵抗力の弱い乳幼児や学童が少量で感染しやすいので、検便の実施が漏れないようにすること。</p> <p>カンピロバクター、10月～3月にはノロウイルスを検査に含めることが望ましい。</p> <p>なお、調理従事者には調乳担当者を含む。</p>	<p>1 調理従事者・調乳担当者の検便を毎月適切に行っているか。</p> <p>2 検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 事務取扱要綱第6条第3項</p> <p>(2) 労働安全衛生規則第47条</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第51条</p>	<p>(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っていない。</p> <p>(2) その他不適切事項がある。（検査項目不足等）</p> <p>(1) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
イ 調理従事者の健康チェックおよび調理設備の点検	<p>調理従事者は常に自分の健康チェックを行い、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時には速やかに医師の診断および指示を受けるとともに、調理作業には従事しない。また、手指などに化膿している傷やできものがあるときは、ブドウ球菌性食中毒を起こす危険があるので、食品を扱ったり調理に従事してはならない。</p> <p>また、集団給食設備において提供される食品による中毒防止のため、調理室・食品食器・器具等または飲用に供する水については、衛生的な管理に努めまたは衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、調理従事者には調乳担当者を含む。</p> <p>健康チェック・衛生管理の自主点検の記録をしておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食器類や哺乳ビンを使用するごとによく洗い、定期的に煮沸消毒を行うこと。 ・ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。 ・ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。 ・ 食品の保存に当たっては、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。 	1 調理従事者・調乳担当者の健康チェックを毎日行い、記録をしているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第18条第4項	(1) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等)	C
		2 衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第18条第4項	(2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。	B
		3 調理室の衛生管理は適切か。	(1) 家庭的設備運営基準条例第18条第4項	(1) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	B
		4 食材および食器等の洗浄および保管は適切か。	(1) 家庭的設備運営基準条例第18条第4項	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。	C
(7) 調理業務委託	<p>調理業務については、事業所が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。</p> <p>しかしながら、事業所の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制および契約内容により、事業所職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>なお、栄養面での配慮とは、保育所や保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられる体制にあることをいう。</p>	1 事業所職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第24条第1項 (2) 事務取扱要綱第6条第4項 (3) 児発第86号通知	(1) 食事の質が確保されていない。	C
		2 事業所内の調理室を使用して調理させているか。		(1) 事業所内の調理室を使用して調理していない。	C
		3 栄養面での配慮がされているか。		(1) 栄養面での配慮がされていない。	C
		4 事業所は、児発第86号通知で示されている業務を行っているか。		(1) 事業者が行う業務を行っていない。	C
		5 受託者は、児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。		(2) 事業者が行う業務が不十分である。	B
		6 契約内容は、児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。		(1) 要件を満たしていない。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(8) 外部搬入方式	<p>事業所における食事の提供については、自園調理によることを原則とするが、運搬段階等について衛生上適切な措置がなされている等条例で定める基準のもと、次に掲げる施設・事業所から外部搬入を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携施設 ・当該家庭的保育事業者等と同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ・学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校 <p>条例で定める基準は、次のとおりである。</p> <p>次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 2 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 3 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。 4 利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。 5 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 	1 提供する食事を当該事業所外で調理し運搬する場合、条例で定める基準を満たしているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第17条	(1) 条例で定める基準を満たさずに、子どもに対して提供する食事を当該事業所外で調理し搬入している。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(9) 調理業務委託、外部搬入方式の変更	調理業務の委託または外部搬入委託の契約の相手方等を変更する場合は、内容変更の届出をする必要がある。 【参考】内容変更の届出をする必要のあるもの (1) 建物の規模構造、使用区分（保育室等の設置位置等）および屋外遊戯場に代わるべき場所の変更 (2) 利用定員または年齢区分の変更 (3) 代表者の変更 (4) 職員の変更 (5) 調理業務の委託または外部搬入委託 (6) 前各号に掲げるもの以外の事項 ※区と協議し、内容変更の届出が必要と判断された事項	1 認可内容と現状は一致しているか。	(1) 事務取扱要綱第12条 (2) 事務取扱要領第9条	(1) 認可（届出）内容と現状に著しい相違がある。	C
3 健康・安全の状況 (1) 保健計画	子どもの健康および安全は、子どもの生命の保持と健全な生活の基本であり、事業所においては、一人一人の子どもの健康の保持および安全の確保とともに、事業所の子どもの集団全体の健康および安全の確保に努めなければならない。 子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持および増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持および増進に努めているか。	(1) 保育所保育指針第5章 (1) 保育所保育指針第5章1(2)ア	(1) 保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持および増進に努めていない。	B
(2) 児童健康診断	事業所では、入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて園の費用負担で行わなければならない。さらに歯科検診を園の費用で行わなければならない。 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	1 入所時の健康診断を行っているか。 2 健康診断を年2回行っているか。 3 歯科検診を年1回以上行っているか。 4 実施時期・方法等は適切か。 ・未実施児対策は十分か。	(1) 家庭的設備運営基準条例第18条 (1) 家庭的設備運営基準条例第18条 (2) 保育所保育指針第5章1(2)イ (1) 補助条件1の1の(3)、2の1の(4) (1) 家庭的設備運営基準条例第18条 (2) 学校保健安全法施行規則	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (1) 健康診断を年2回行っていない。 (1) 歯科検診を年1回以上行っていない。 (1) 実施時期・方法等が不適切である。	C C C B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
		5 記録はあるか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第18条 (2) 保育所保育指針第5章1(2)イ	(1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。	C B
		6 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第27条、第31条、第33条、第37条 (2) 保育所保育指針第5章1(2)イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
		7 身長・体重等測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第5章1(1)ア	(1) 身長・体重等測定を定期的に行っていない。	B
(3) 健康状態の把握および保護者との連絡状況	保護者からの情報とともに、登所時および保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や障害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。特に0歳児は身体機能が未熟であり、抵抗力も弱いので健康状態については、万全の措置と細心の注意が要請される。また、発育の状態も著しく、個人差も大きいので、個々に日々記録しておく必要がある。	1 日々の健康状態を観察しているか。 2 0歳児の日々の健康状態の記録はあるか。 3 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第27条、第31条、第33条、第37条 (2) 保育所保育指針第5章1(1)イ (1) 事務取扱要綱第9条 (1) 家庭的設備運営基準条例第27条、第31条、第33条、第37条 (2) 保育所保育指針第5章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 0歳児の日々の健康状態の記録が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B B C B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(4) 虐待などへの対応	<p>子どもの心身の状態等を観察し、不適切な療育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。</p> <p>また、虐待が疑われる場合には、速やかに区または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>2 発見したときは、速やかに通告しているか。</p> <p>3 関係機関との連携が図られているか。</p>	<p>(1) 区運営の基準に関する条例第25条、第50条</p> <p>(2) 家庭的設備運営基準条例第13条</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律第5条</p> <p>(4) 保育所保育指針第5章1(1)ウ</p> <p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律第6条</p> <p>(2) 児童福祉法第25条</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章1(1)ウ</p>	<p>(1) 早期発見に努めていない。</p> <p>(1) 速やかに通告していない。</p> <p>(1) 関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(5) 疾病等への対応	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行う。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者が職員に連絡し、協力を求める。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておく。</p> <p>・再登園時には、かかりつけ医の「登園許可書」、かかりつけ医とのやり取りを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めているか。</p> <p>・歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは一人一人のものを用意しているか（タオルはペーパータオルの使用が望ましい）。</p> <p>保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）を参考に取組むことが望ましい。</p> <p>※（参考）保育所における感染症ガイドライン（平成24年11月）</p>	<p>1 入所前の既往歴および予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>2 急な病気等への対処を適正に行っているか。</p> <p>3 感染症の予防対策を講じているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章1(3)ア</p> <p>(1) 区運営の基準に関する条例第18条、第50条</p> <p>(2) 家庭的設備運営基準条例第15条</p> <p>(3) 保育所保育指針第5章1(3)</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章1(3)</p>	<p>(1) 入所前の既往歴および予防接種等の状況を把握していない、または不十分である。</p> <p>(1) 急な病気等への対処を適正に行っていない。</p> <p>(1) 感染症予防対策を講じていない。</p> <p>(2) 感染症予防対策が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
		4 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第15条 (2) 保育所保育指針第5章1(3)	(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B
		5 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また、保健所等へ報告しているか。	(1) 保育所保育指針第5章1(3)	(1) 連携・報告が行われていない、または不十分である。	B
		6 乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止対策を講じているか。	(1) 保育所保育指針第5章1(3) (2) 保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（東京都・平成28年3月）	(1) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策が不十分である。	C B
(6) 衛生管理	子どもおよび職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持および向上に努めること。	1 食中毒事故の発生防止を行っているか。 2 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 家庭的設備運営基準条例第15条 (2) 保育所保育指針第5章2(1)	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。	B B
(7) 児童の安全管理の状況	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ・事故簿を作成しているか、または対応および経過記録等の記載があるか。 ・不慮の事故が発生した場合の報告が行われているか。	1 子どもの事故防止に配慮しているか。 2 事故簿を作成しているか、または記録の内容は十分か。	(1) 区運営の基準に関する条例第32条、第50条 (2) 事務取扱要領第4条 (3) 保育所保育指針第5章2(2) (1) 事務取扱要領第9条 (2) 事務取扱要領第8条	(1) 子ども一人一人の行動、特性を把握した安全管理に努めていない。 (2) 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) 事故簿が未作成である。または対応および経過記録が不十分である。	C B B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
		<p>3 事故報告を区に速やかに行っているか。</p> <p>4 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。</p> <p>5 賠償額が1回の事故につき1億円以上、1名の事故につき3千万円以上の損害賠償保険に加入しているか。</p>	<p>(1) 区運営の基準に関する条例第32条、第50条</p> <p>(2) 府政共生96号通知</p> <p>(3) 26福保子保第2984号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章2(2)ア</p> <p>(1) 事務取扱要綱第8条</p> <p>(2) 事務取扱要領第7条</p>	<p>(1) 事故報告が速やかに行われていない。</p> <p>(1) 園外保育時に複数の保育従事者（うち1人以上は保育士）が対応していない。</p> <p>(1) 損害賠償保険に加入していない。</p> <p>(2) その他不適切事項がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

○会計内容

本指導検査基準では、関係法令および通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令および通知等	略称
1	社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）	会計基準省令
2	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号）	運用上の取扱い
3	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号）	運用上の留意事項
4	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日社援施第7号）	社援施第7号
5	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号通知）	経理等通知
6	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号通知）	経理等取扱通知
7	社会福祉法人の認可等に適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）	指導監督徹底通知
8	社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成13年7月23日雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号）	指導監査要綱
9	保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号通知）	第295号通知
10	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年府政共生第571号、28文科発第727号、雇児発0823第1号通知）	給付費留意事項通知
11	社会福祉法人の認可について 別紙2「社会福祉法人定款準則」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号通知）	定款準則
12	社会福祉法人の認可について 別紙2「社会福祉法人審査要領」（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号通知）	審査要領
13	家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号通知）	家庭的認可通知
14	品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年7月11日条例第25号）	区運営の基準に関する条例
15	品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年7月11日条例第24号）	家庭的設備運営基準条例
16	品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成26年7月11日規則第31号）	家庭的設備運営基準条例施行規則
17	品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱（平成26年11月6日子ども未来事業部長決定）	事務取扱要綱
18	品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要領（平成26年11月6日子ども未来事業部長決定）	事務取扱要領

I 社会福祉法人の事業所

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
1 会計方法					
(1) 目的および適用範囲	特段の定めのあるものをのぞき、当該の基準の定めるところに従い会計処理を行い、規定する書類を作成する。また、当基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。	1 当基準に定めるところに従い会計処理が行なわれているか。		(1) 当基準に定めるところに従い会計処理が行なわれていない。	C
(2) 一般原則	次に掲げる原則および運用指針等に従って、財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書および貸借対照表をいう。以下同じ。）および附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。	1 当基準等に定めるところに従い財務諸表等の必要書類を作成しているか。	(1) 会計基準省令第2、7条 (2) 運用上の留意事項3、7	(1) 当基準等に定めるところに従い財務諸表等の必要書類を作成していない。	C
ア 真実性の原則 イ 明瞭性の原則	1 財務諸表は、資金収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。	1 財務諸表は、資金収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示しているか。	(1) 会計基準省令第2条第1項第1号	(1) 財務諸表について、資金収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示していない。	C
ウ 正規の簿記の原則	2 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。	1 財務諸表は正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成しているか。	(1) 会計基準省令第2条第1項第2号	(1) 財務諸表が正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成されていない。	C
エ 継続性の原則	3 会計処理の原則および手続並びに財務諸表の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。	1 会計処理の原則および手続並びに財務諸表の表示方法は、毎会計年度継続して適用しているか。	(1) 会計基準省令第2条第1項第3号	(1) 正当な理由なく、会計処理の原則等を変更している。	C
オ 重要性の原則	4 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則および手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。		(1) 会計基準省令第2条第1項第4号 (2) 運用上の取扱い1		
(3) 総額表示	財務諸表に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。	1 財務諸表に記載する金額が、総額をもって表示されているか。		(1) 財務諸表に記載する金額が総額をもって表示されていない。	C
(4) 会計書類の保存	財務諸表および財産目録は永久に保存し、その他の附属明細書、会計帳簿および証憑書類は原則10年間保管しなければならない。	1 会計書類は適切に保管されているか。		(1) 会計書類が適切に保管されていない。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(5)会計の区分	収支計算書または損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。かつ、企業会計の基準による会計処理を行っている事業者は経営する事業に係る区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表、借入金明細書、基本財産およびその他の固定資産の明細書を作成すること。	1 法令上の字業種別、事業内容および実施する事業の会計管理の実態を勘案して作成されているか。	(1) 事務取扱要綱第16条第2、3項	(1) 会計管理の実態を勘案して作成されていない。	C
(6)その他		1 その他会計方法について不適正な事項はないか。		(1) その他会計方法について、重大な問題がある。 (2) その他会計方法について問題がある。	C B
2 会計管理等					
(1)経理規定	適正な会計処理のために必要な事項について、経理規定を制定および改正しなければならない。	1 経理規程を関係法令等に基づき定めているか。	(1) 運用上の留意事項1(4) (2) 定款準則第20条	(1) 経理規程を関係法令等に基づき定めていない。	C
		2 経理規程の内容は適切か。	(1) 運用上の留意事項1(4) (2) 定款準則第20条	(1) 経理規程の内容に不備がある。	B
		3 経理規定に従って会計処理が行われているか。	(1) 定款準則第20条	(1) 経理規定に従って会計処理が行われていない。	C
(2)管理組織の確立	予算の執行および資金の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等、管理運営に十分配慮した体制を確保すること。	1 会計責任者および出納職員の任命を理事長が行っていることが書類等で確認できるか。	(1) 運用上の留意事項1(1)、 (2)	(1) 会計責任者および出納職員の任命を理事長が行っていることが書類等で確認できない。	C
	また、会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。	2 会計責任者と出納職員が兼務となっていないか。	(1) 運用上の留意事項1(2) (2) 指導監査要綱Ⅲ3(2)2	(1) 会計責任者と出納職員が兼務となっている。	
		3 預金通帳等および印鑑の管理者および保管場所を分離しているか。	(1) 運用上の留意事項1(1) (2) 指導監督徹底通知5(6)エ	(1) 預金通帳等および印鑑の管理者および保管場所を分離していない。	C
		4 小切手および印鑑の管理者および保管場所を分離しているか。	(1) 運用上の留意事項1(1) (2) 指導監督徹底通知5(6)エ	(1) 小切手および印鑑の管理者および保管場所を分離していない。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
3 予算	予算書は事業計画をもとに作成するものとする。	<p>1 予算は事業計画をもとに編成されているか。</p> <p>2 予算積算内訳等を作成し、予算の積算根拠を明らかにしているか。</p> <p>3 当初予算は、年度開始前に作成しているか。</p> <p>4 その他予算に関し、不適正な事項はないか。</p>	<p>(1) 運営上の留意事項2(1)</p> <p>(1) 運営上の留意事項2(1)、(2)</p> <p>(1) 定款準則第17条</p>	<p>(1) 予算が事業計画をもとに編成されていない。</p> <p>(1) 予算積算内訳等を作成していない。</p> <p>(1) 当初予算は、年度開始前に作成していない。</p> <p>(1) その他予算に関し、重大な問題がある。</p> <p>(2) その他予算に関し、問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
4 決算・財務諸表	決算に際しては、資金収支計算書等を毎会計年度終了後、2か月以内に作成する。	<p>1 決算に際しては毎会計年度終了後2か月以内に作成しているか。</p> <p>2 決算整理手続きは適正か。</p>	<p>(1) 運営上の留意事項3</p> <p>(2) 定款準則第18条</p> <p>(1) 運営上の留意事項3</p> <p>(2) 定款準則第18条</p>	<p>(1) 決算に際して毎会計年度終了後2か月以内に作成していない。</p> <p>(1) 決算整理手続きが不適正である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(1)資金収支計算書	資金収支計算書は、当該会計年度におけるすべての支払資金の増加および減少状況を明瞭に表示するものでなければならない。	1 支払資金の増加および減少状況を明瞭に表示されているか。		(1) 支払資金の増加および減少状況を明瞭に表示されていない。	C
5 収入					
(1)事業所運営費	事業所における保育の実施等に関する運営費収入をいう。	1 運営費収入を適正に計上しているか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 運営費収入を適正に計上していない。	C
(2)私的契約利用料	事業所等における私的契約等に基づく利用料収益をいう。	1 私的契約児の利用料は適正か。	(1) 運用上の留意事項1(1)、(2)	(1) 利用料が適正でない。	B
(3)地域型保育事業利用料	事業所における利用者等からの利用料（保育料）収入をいう。	1 利用料収入を適正に計上しているか。		(1) 利用料収入を適正に計上していない。	C
		2 領収書を発行しているか		(2) 領収書を発行していない。	B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(4) その他の利用料	日常的に実費徴収（遠足の実費、写真）が生じる場合は、徴収簿等により整理することが必要である。時間外保育を行っている場合、定められた利用料を徴収し、収入処理をしなければならない。	1 私的契約児利用料、時間外保育利用料等の徴収簿を整備しているか。 2 私的契約児利用料、時間外保育利用料等の徴収簿の内容に不備はないか。 3 その他利用料に関して不適正な事項はないか。 4 領収書を発行しているか。	(1) 運用上の留意事項1(1)、(2) (1) 運用上の留意事項1(1)、(2) (1) 運用上の留意事項1(1)、(2)	(1) 徴収簿等を作成していない。 (1) 会計帳簿に徴収金を適正に計上していない。 (1) 徴収簿等の内容に不備がある。 (1) 領収書を発行していない。	B B B B
6 費用 (1) 人件費	役員報酬、職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、派遣職員費、退職給費用、法定福利費をいう。 人件費については、給与規程等の根拠に基づき計上しなければならない。 人件費は、雇用形態、契約形態により「職員給料」「非常勤職員給与」「派遣職員費」の勘定科目に区分する。	1 支給対象となる事実および勤務実態は客観的資料により確認できるか。 2 人件費について、関連規程等に基づいて計上されているか。 3 人件費を雇用形態、契約形態により「職員給料」、「非常勤職員給与」、「派遣職員費」、の勘定科目に区分しているか。 4 人件費が施設の財務状況を圧迫していないか。 5 退職共済掛金は費用処理されているか。	(1) 会計基準省令第2条 (2) 運用上の留意事項別添3 (3) 指導監督徹底通知5(3)ア (1) 会計基準省令第2条 (2) 運用上の留意事項別添3 (1) 運用上の留意事項別添3 (1) 指導監督徹底通知5(3)オ (1) 運用上の留意事項21イ	(1) 支給対象となる事実および勤務実態は客観的資料により確認できない。 (1) 人件費について、関連規程等に基づいて計上されていない。 (1) 人件費を雇用形態、契約形態により「職員給料」、「非常勤職員給与」、「派遣職員費」、の勘定科目に区分していない。 (1) 人件費が施設の財務状況を圧迫している。 (1) 退職共済掛金が適正に処理されていない。	C C B C C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
		6 社会保険料および労働保険料等の納付は適正に行われているか。	(1) 健康保険法第161条、第164条 (2) 厚生年金保険法第82条、第83条 (3) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条	(1) 社会保険料および労働保険料等の納付が適正に行われていない。	B
(2) 事業費	事業費は、保育施設利用児童の処遇に必要な一切の経費に支出するものであり、その経費は十分に確保されていなければならない。事業費は、保育所入所児童の処遇に必要な一切の経費に支出するものであり、その経費は十分に確保されていなければならない。 処遇上の経費が不十分な場合には、予算および事業計画の見直し等を行い、改善しなければならない。	1 処遇上必要とされる経費の支出は十分か。	(1) 経理等通知1(1)	(1) 処遇上必要とされる経費の支出が著しく不十分である。 (2) 処遇上必要とされる経費の支出が不十分である。	C B
ア 物品購入等の費用	保健衛生費、教養娯楽費、日用品費、事務消耗品費等の費用をいう。	1 物品購入契約書等に基づき計上されているか。 2 請求書と納品書の照合が行われている。	(1) 会計基準省令第2条第2項 (2) 運用上の留意事項別添3	(1) 物品購入契約書等に基づき計上されていない。	C
イ 給食費	食材および食品の費用をいう。なお、給食業務を外委託している施設にあっては、材料費を計上すること。また、職員、来訪者等利用者以外に提供した食材および食品の費用はその他のサービス活動外費用の利用者等外給食費に計上すること。	1 給食材料費に、給食業務委託にかかる経費、職員給食等の経費が含まれていないか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 給食材料費に、給食業務委託にかかる経費、職員給食等の経費が含まれている。	B
ウ 賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。	1 オペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われているか。	(1) 運用上の取り扱い8-1(4) (2) 運用上の留意事項別添3	(1) オペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われていない。	C
(3) 事務費 ア 修繕費	建物、器具および備品等の修繕または模様替の費用をいう。ただし、建物、器具および備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。	1 資本的費用（固定資産の取得）と収益的費用（修繕費）は適切に区分されているか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 資本的費用（固定資産の取得）と収益的費用（修繕費）が適切に区分されていない。	C
イ 業務委託費	洗濯、清掃および給食など事業所の業務の一部を他に委託するための費用をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、事務委託等小区分で更に細分化することができる。	1 業務委託契約書等に基づき費用が計上されているか。	(1) 会計基準省令第2条第2項	(1) 業務委託契約書等に基づき費用が計上されていない。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
ウ 土地・建物賃借料	事業所の土地・建物の賃借料を支出する科目である。	2 業務完了報告書等により業務の履行を確認したうえで支払いが行われているか。 1 事業所の土地・建物の賃借料は、建物賃借料(科目)に計上されているか。	(1) 会計基準省令第2条第2項 (2) 運用上の留意事項別添3	(1) 業務完了報告書等により業務の履行を確認したうえで支払いが行われていない。 (1) 事業所の土地・建物の賃借料は、建物賃借料(科目)に計上されていない。	C B
エ 雑費	他のいずれにも属さない費用をいう。	1 雑費について、他の勘定科目で処理すべきものが含まれていないか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 雑費について、他の勘定科目で処理すべきものが含まれている。	B
7 資産 (1) 流動資産 ア 現金預金	現金および預貯金をいう。 小口現金は、保有限度額、現金保管責任者等を定め、厳密に取り扱う必要がある。 現金収入については、現金出納帳に記帳し、直ちに支出に充てることなく一旦速やかに取引金融機関に預け入れ収入の記録を残さなければならない。	1 小口現金出納帳を作成しているか。 2 小口現金の保管額は、経理規程で定められた金額の範囲内になっているか。 3 現金出納帳を作成しているか。 4 現金収入について、経理規程で定められた期間内に取引金融機関に預け入れられているか。 5 通帳上の入出金記録と会計帳簿の記録は一致しているか。 6 口座名義は適正か。	(1) 運用上の留意事項1(2)、(4) (2) 指導監督徹底通知5(6)ア (1) 運用上の留意事項1(2)、(4) (1) 運用上の留意事項1(2)、(4) (1) 運用上の留意事項1(2) (1) 指導監督徹底通知5(6)イ (2) 定款準則第15条	(1) 小口現金出納帳を作成していない。 (1) 小口現金の保管額は、経理規程で定められた金額の範囲を超えている。 (1) 現金出納帳を作成していない。 (1) 現金収入について、経理規程で定められた期間内に取引金融機関に預け入れられていない。 (1) 通帳上の入出金記録と会計帳簿の記録は一致していない。 (1) 口座名義は不適正である。	C B C C C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
イ 有価証券	委託費の管理・運用については、銀行等への預貯金等安全確実かつ換金性の高い方法により行うこと。 安全確実かつ換金性の高い方法としては、銀行、農業組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられ、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。	7 預金通帳等と銀行届出印鑑の管理者を分け、かつ、保管場所を分離しているか。	(1) 運用上の留意事項1(1) (2) 指導監督徹底通知5(6)エ	(1) 預金通帳等と銀行届出印鑑の管理者を分け、または保管場所を分離していない。	C
イ 有価証券	委託費の管理・運用については、銀行等への預貯金等安全確実かつ換金性の高い方法により行うこと。 安全確実かつ換金性の高い方法としては、銀行、農業組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられ、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。	1 委託費の管理運用が、安全確実かつ換金性の高い方法で行われているか。	(1) 定款準則第15条 (2) 指導監査要綱Ⅲ2-2①、②、③、④ (3) 経理等通知4(1) (4) 経理等取扱通知6	(1) 委託費の管理運用が、安全確実かつ換金性の高い方法で行われていない。	C
ウ 事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	2 国債、地方債等の有価証券の購入について、理事会で決定が行われているか。	(1) 定款準則第15条	(1) 国債、地方債等の有価証券の購入について、理事会で決定が行われていない。	C
ウ 事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	1 事業未収金の状況と、その理由を明確に把握し、記録しているか。	(1) 会計基準省令第2条	(1) 事業未収金の状況と、その理由の記録がなく、明確に把握していない。	C
ウ 事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	2 期限どおりに入金されていないものがある場合には、遅滞なく権限者に報告し、適切な措置がとられているか。	(1) 会計基準省令第2条 (2) 運用上の留意事項1(1)、(2)、(4)	(2) 期限どおりに入金されていないものがある場合に、権限者に報告しておらず、適切な措置をとっていない。	C
エ 未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	3 未収金台帳または未収金管理簿における未収残高について、月次試算表、総勘定元帳における残高との確認を実施しているか。	(1) 会計基準省令第2条	(3) 未収金台帳または未収金管理簿における未収残高について、月次試算表、総勘定元帳における残高との確認を実施していない。	C
エ 未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	1 未収金を事業未収金、未収金および未収補助金に区別して、貸借対照表に計上しているか。	(1) 会計基準省令第2条 (2) 運用上の留意事項3、別添3	(1) 未収金が事業未収金、未収金および未収補助金に区別して、貸借対照表に計上されていない。	C
オ 未収補助金	施設整備、設備整備および事業に係る補助金等の未収額をいう。	1 補助対象年度に入金されていない補助金を未収補助金として計上しているか。	(1) 会計基準省令第2条 (2) 運用上の留意事項10、別添3	(1) 補助対象年度に入金されていない補助金を未収補助金として計上していない。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
カ 未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	1 未収収益は、適正に認識され、処理されているか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 未収収益が、適正に認識され、処理されていない。	C
キ 立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	1 立替金の内容は明確に把握し、記録しているか。	(1) 会計基準省令第1章 (2) 運用上の留意事項別添3	(1) 立替金の内容の記録がなく明確に把握していない。	C
ク 前払金	物品等の購入代金および役務提供の対価の一部または全部の前払額をいう。	1 前払金は契約等に基づき支払われているか。	(1) 会計基準省令第1章 (2) 運用上の留意事項別添3	(1) 前払金が契約等に基づき支払われていない。	C
ケ 前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	1 前払費用は、適正に認識され、処理されているか。	(1) 会計基準省令第1章 (2) 運用上の留意事項別添3	(1) 前払費用が、適正に認識され、処理されていない。	C
コ 仮払金	処理すべき科目または金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	1 仮払金の支出および精算時には、内容を明確にした文書により会計責任者の承認を得ているか。 2 仮払金の支出から精算までの期間が長期化していないか。	(1) 運用上の留意事項1(1)、別添3 (2) 運用上の留意事項1(1)、別添3	(1) 仮払金の支出および精算時に、内容を明確にした文書により会計責任者の承認を得ていない。 (2) 仮払金の支出から精算までの期間が長期化している。	C B
サ 徴収不能引当金	未収金や受取手形について、回収不能額を見積もったときの引当金をいう。 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎回会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する。 一般債権については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。	1 徴収不能引当金の額は適正に計上されているか。	(1) 運用上の留意事項18(1)、別添3	(1) 徴収不能引当金の額が適正に計上されていない。	C
(2)固定資産					
ア 基本財産（土地・建物）	所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。	1 基本財産について、定款、財産目録、不動産登記簿謄本の内容が一致しているか。	(1) 指導監査要綱Ⅲ2-7	(1) 基本財産について、定款、財産目録、登記簿謄本の内容が一致していない。	C
	基本財産を所轄庁の承認を得ずに、処分し、貸与または担保に供してはならない。	2 基本財産を社会福祉事業外の不適正な目的に供していないか。	(1) 指導監査要綱Ⅲ2-8	(1) 基本財産を社会福祉事業外の不適正な目的に供している。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
イ 固定資産管理	基本財産およびその他の固定資産の明細書では、基本財産(有形固定資産)およびその他の固定資産(有形固定資産および無形固定資産)の種類ごとの残高等を記載するものとする。なお、有形固定資産および無形固定資産以外に減価償却がある場合には、当該資産についても記載するものとする。	1 拠点区分ごとに基本財産およびその他の固定資産の明細書を作成しているか。	(1) 会計基準省令第30条第2項第8号 (2) 運用上の取り扱い25イ、別紙3⑧	(1) 拠点区分ごとに基本財産およびその他の固定資産の明細書を作成していない。	C
		2 拠点区分ごとに固定資産管理台帳を作成しているか。	(1) 運用上の留意事項27	(1) 拠点区分ごとに固定資産管理台帳を作成していない。	C
	基本財産(有形固定資産)およびその他の固定資産(有形固定資産および無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。	3 固定資産は使用目的に対応した拠点区分に計上されているか。	(1) 会計基準省令第30条第2項第8号 (2) 運用上の留意事項27	(1) 固定資産が使用目的に対応した拠点区分に計上されていない。	C
		4 固定資産の増減は適正に把握しているか。	(1) 会計基準省令第30条第2項第8号 (2) 運用上の留意事項27	(1) 固定資産の増減を適正に把握していない。	C
		5 決算期には固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳との照合を実施しているか。	(1) 会計基準省令第30条第2項第8号 (2) 運用上の留意事項27	(1) 決算期に固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳との照合を実施していない。(現在高報告)	B
		6 権限者による承認等、固定資産物品の購入および廃棄に伴う事務処理は適正か。	(1) 運用上の留意事項27 (2) 定款準則第9条備考⑥、⑦	(1) 固定資産物品の購入および廃棄に伴う事務処理が適正でない。	B
(3)減価償却 ア 減価償却費の計上	基本財産(有形固定資産)およびその他の固定資産(有形固定資産および無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。	1 固定資産管理台帳により適正に減価償却費を計上しているか。	(1) 運用上の取り扱い16 (2) 運用上の留意事項17、27	(1) 固定資産管理台帳により適正に減価償却費を計上していない。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
	耐用年数が1年以上、かつ、原則として使用または時の経過により価値が減ずる1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産および無形固定資産（ただし、取得価額が少額のものを除く。以下「償却資産」という。）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。 なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとする。	1 償却資産の範囲は適正か。	(1) 運用上の取り扱い16 (2) 運用上の留意事項17(1)	(1) 償却資産の範囲が適正でない。	C
8 負債 (1)借入金	借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。	1 借入金について理事会の議決を経て行われているか。 2 借入金は事業運営上の必要によりなされたものであるか。 3 借入れにかかる契約書類は整備されているか。 4 借入金の償還計画を作成しているか。 5 借入金の償還計画に基づく償還が行われているか。 6 借入金明細書を作成しているか。	(1) 指導監査要綱Ⅲ3(3)1 (1) 指導監査要綱Ⅲ3(3)1 (1) 会計基準省令第1条第2項 (1) 会計基準省令第1条第2項 (1) 指導監査要綱Ⅲ3(3)2 (2) 審査要領第2(1)、(2) (1) 会計基準省令第30条第2項第1号 (2) 運用上の取り扱い25(1)別紙3①	(1) 借入金について理事会の議決を経ていない。 (1) 借入金は事業運営上の必要によりなされたものではない。 (1) 借入れにかかる契約書類は整備されていない。 (1) 借入金の償還計画を作成していない。 (1) 借入金の償還計画に基づく償還が行われていない。	C C C C C C
(2)引当金	引当金として計上すべきものがある場合には、当該内容を示す科目を付して、その残高を負債の部に計上または資産の部の控除項目として記載するものとする。 引当金については、当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限るものとする。	1 引当金の範囲を徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定しているか。 2 引当金明細書を作成しているか。	(1) 運用上の留意事項18(4) (1) 会計基準省令第30条第1項、第2項第9号 (2) 運用上の取り扱い25(2)ア別紙3⑨	(1) 引当金の範囲である徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金以外の引当金を計上している。 (2) 引当金明細書を作成していない。	C C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(3)その他 ア 事業未払金	事業活動に伴う費用等の未払債務をいう。	1 事業未払金は適正に処理されているか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 事業未払金が適正に処理されていない。	C
イ 未払金	事業未払金以外の未払金をいう。	1 長期化している未払金はないか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 長期化している未払金がある。	C
ウ 未払費用	賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。	2 未払金明細書と貸借対照表との整合性がとれているか。	(1) 会計基準省令第25条	(2) 未払金明細書と貸借対照表との整合性がとれていない。	C
エ 前受収益	受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。	1 未払費用は適正に認識され処理されているか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 未払費用が適正に認識され処理されていない。	C
		1 前受収益は適正に認識され処理されているか。	(1) 運用上の留意事項別添3	(1) 前受収益が適正に認識され処理されていない。	C
		2 その他負債に関して不適正な事項はないか。		(1) その他負債に関して重大な問題がある。 (2) その他負債に関して問題がある。	C B
9 純資産 (1) 基本金	基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け取った寄附金の額を計上するものとする。 なお、基本金は以下のものとする。 1 社会福祉法人の設立並びに施設の創設および増築のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額 2 前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 3 施設の創設および増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額	1 基本金は適正に計上されているか。	(1) 会計基準省令第6条第1項 (2) 運用上の取り扱い11	(1) 基本金が適正に計上されていない。	C

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(2) 国庫補助金等特別積立金	<p>国庫補助金等特別積立金には、施設および設備の整備のために国または地方公共団体等から受領した補助金、助成金および交付金等（以下「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。</p> <p>当該国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国および地方公共団体から受領した補助金、助成金および交付金等をいう。</p>	1 国庫補助金等特別積立金の計上は適正に行われているか。	(1) 会計基準省令第6条第2項 (2) 運用上の取り扱い10 (3) 運用上の留意事項15(1)、(2)ア	(1) 国庫補助金等特別積立金の計上が適正に行われていない。	C
(3) その他の積立金	<p>その他の積立金には、将来の特定の目的の費用または損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。</p>	1 その他の積立金の計上について、理事会の承認を得ているか。	(1) 会計基準省令第6条第3項 (2) 運用上の取り扱い19	(1) その他の積立金の計上について、理事会の承認を得ていない。	C
		2 その他の積立金の目的外取崩しを行う場合、理事会の承認を得ているか。	(1) 会計基準省令第6条第3項 (2) 運用上の取り扱い19	(2) その他の積立金の目的外取崩しを行う場合、理事会の承認を得ていない。	C
ア 積立金と積立資産の関係について	<p>当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>また、積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該積立金を同額取り崩すものとする。</p>	1 その他の積立金の積立目的は明確になっているか。	(1) 運用上の取り扱い19 (2) 運用上の留意事項19(1)	(1) その他の積立金の積立目的が明確になっていない。	C
		2 積立金を計上する際に同額の積立資産を積立しているか。	(1) 運用上の取り扱い19 (2) 運用上の留意事項19(1)	(2) 積立金を計上する際に同額の積立資産を積立していない。	C
(4) その他		1 その他純資産に関して不適正な事項はないか。		(1) その他純資産に関して重大な問題がある。	C
				(2) その他純資産に関して問題がある。	B

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
10 経理事務処理					
(1) 会計帳簿等	<p>会計帳簿は正規の簿記の原則により作成されていること。 また、会計帳簿は、全ての取引につき、以下に掲げる正規の簿記の原則に従って正確に作成すること（重要性の原則の適用あり）。</p> <p>1 記録の網羅性 会計帳簿は、経営成績および財政状態に影響を与えるすべての取引について、もれなく記録されていなければならない。</p> <p>2 記録の検証可能性 会計帳簿は、すべての取引を客観的証拠資料に基づいて記録されていなければならない。</p> <p>3 記録の秩序性 会計帳簿は、一定の体系のもとに相互に密接な関係を持ち、すべての取引が秩序立って記録されていなければならない。</p>	<p>1 会計帳簿を正規の簿記の原則に従い作成しているか。</p> <p>2 仕訳日記帳および総勘定元帳の内容は適切か。</p> <p>3 経理規程に定められた補助簿を整備しているか。</p> <p>4 仕訳伝票に、経理規程に定められた事項の記載および会計責任者の承認印はあるか。</p>	<p>(1) 会計基準省令第2条第2項 (2) 運用上の留意事項1(2)、(4)</p> <p>(1) 運用上の留意事項2(3)</p> <p>(1) 会計基準省令第2条第2項 (2) 運用上の留意事項1(2)、(4)</p> <p>(1) 会計基準省令第2条第2項 (2) 運用上の留意事項1(2)、(4)</p>	<p>(1) 会計帳簿を正規の簿記の原則に従い作成していない。</p> <p>(1) 仕訳日記帳および総勘定元帳の内容は不備がある。</p> <p>(1) 経理規程に定められた補助簿を整備していない。</p> <p>(1) 仕訳伝票に、経理規程に定められた事項の記載および会計責任者の承認印がない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>
(2) 証憑書類	<p>会計帳簿は、すべての取引を客観的証拠資料に基づいて記録しなければならない。証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存する必要がある。</p>	<p>1 証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存しているか。</p>	<p>(1) 会計基準省令第2条 (2) 社援施第7号2</p>	<p>(1) 証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存していない。</p>	C
(3) 月次管理	<p>資産、負債の残高管理、財務状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表作成する。</p>	<p>1 月次報告を毎月適正な時期に作成しているか。</p> <p>2 月次報告の時期を定めているか。</p>	<p>(1) 会計基準省令第2条 (2) 運用上の留意事項1(4)、2(2)</p> <p>(1) 会計基準省令第2条 (2) 運用上の留意事項1(4)、2(2)</p>	<p>(1) 月次報告を毎月適正な時期に作成していない。</p> <p>(1) 月次報告の時期を定めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(4) その他		<p>1 その他、経理事務処理に関し、不適正な事項はないか。</p>		<p>(1) その他、経理事務処理に関し、重大な問題がある。 (2) その他、経理事務処理に関し、問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

II 社会福祉法人以外の事業所

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
1 経理事務処理 (1) 経理処理等	<p>社会福祉法人以外の事業者による保育所の経理処理については、家庭的認可通知第1(4)に基づく認可条件等により、経理処理を準用することが望ましい。</p> <p>なお、簡潔明瞭な会計処理を行う観点から、地域型給付費については、会計基準に基づく会計処理を行うことが望ましい。</p>	1 収支計算書または損益計算書に、事業所を営む事業に係る区分を設けているか。	(1) 事務取扱要綱第16条 (2) 家庭的認可通知 第1(4)	(1) 収支計算書または損益計算書に、保育所を営む事業に係る区分を設けていない。	C
(2) その他		2 企業会計の基準による会計処理を行っている事業所は、上記1に定める区分ごとに企業会計の基準による貸借対照表および借入金明細書、基本財産およびその他の固定資産の明細書を作成しているか。	(1) 第295号通知 第1の3(3) ②	(1) 保育所を営む事業に係る貸借対照表等の書類を作成していない。	C
		3 毎会計年度終了後、3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を営む事業に係る現況報告書を作成しているか。 ・前会計年度末における貸借対照表 ・前会計年度の収支計算書または損益計算書 ・その他会計に関し区が必要と認める書類		(1) 関係書類を作成していない。 (2) 一部不備がある。	C C
		1 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。		(1) その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して重大な問題がある。	C
				(2) その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して問題がある。	C

Ⅲ その他の共通事項

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
1 地域型給付費	子ども・子育て支援新制度における地域型給付費の公定価格に基づいて支給する。				
(1) 地域区分等	「地域区分」「定員区分」「認定区分」「年齢区分」「保育必要量区分」は、当該の事業者の状況に応じて区分を適用する。	<p>1 利用する事業所が所在する区市町村ごとに定められる区分に適用されているか。</p> <p>2 利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。</p> <p>3 利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。</p> <p>4 利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。</p> <p>5 利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。</p>	<p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 I 1</p> <p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 I 2</p> <p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 I 3</p> <p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 I 4</p> <p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 I 5</p>	<p>(1) 地域区分が適用されていない。</p> <p>(1) 定員区分が適用されていない。</p> <p>(1) 認定区分が適用されていない。</p> <p>(1) 年齢区分が適用されていない。</p> <p>(1) 保育必要量区分が適用されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(2) 基本部分	基本分単価の額の算定は、上記 (1) 地域区分等に応じて定められた額とし、基本分単価に含まれる職員構成の条件を充足する。	<p>1 (1) 地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p> <p>2 基本分単価に含まれる職員構成（保育従事者等）は充足されているか。</p>	<p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 II 1. (1)</p> <p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 II 1. (2)</p>	<p>(1) (1) 地域区分等に応じて定められた額ではない。</p> <p>(1) 職員構成（保育従事者等）は充足されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(3) 基本加算部分	「処遇改善等加算」「管理者設置加算」「障害児保育加算」「減価償却費加算」「賃借料加算」において、条件を満たす場合は加算対象とする。	<p>1 処遇改善等加算において「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平27府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号通知。（2）において「平27府政共生第349号等通知」という。）および「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平27事務連絡）に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>2 管理者設置加算において、当該事業所に管理者が配置されているか。</p> <p>3 障害児保育加算において、障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人としているか。</p>	<p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 III 1. (1)</p> <p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 III 2. (1)</p> <p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6 III 4. (1)</p>	<p>(1) 左記通知に定める加算をしていない。</p> <p>(1) 当該事業所に管理者が配置されていない。</p> <p>(1) 保育従事者の配置基準を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
		<p>4 減価償却費加算において、以下の（ア）から（エ）までの条件を全て満たしているか。 （ア）小規模保育事業の用に供する建物自己所有であること （イ）建物を整備・改修または取得する際に、建設資金または購入資金が発生していること （ウ）建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと （エ）次の賃借料加算の対象となっていないこと</p>	<p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6Ⅲ7. (1)</p>	<p>(1) 全ての条件を満たしていない。</p>	<p>C</p>
		<p>5 賃借料加算において、以下の（ア）から（エ）までの条件を全て満たしているか。 （ア）小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること （イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること （ウ）「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと （エ）上記の減価償却費加算の対象となっていないこと</p>	<p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6Ⅲ8. (1)</p>	<p>(1) 全ての条件を満たしていない。</p>	<p>C</p>
(4)加減調整部分	<p>「食事の提供について自園調理または連携施設等からの搬入以外の方法で食事を提供している場合」「常態的に土曜日に閉所している場合」は加減調整をする。</p>	<p>1 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法または家庭的設備運営基準条例第17条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合、加減調整されているか。</p> <p>2 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無く、月を通じて土曜日に閉所している場合、加減調整されているか。</p>	<p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6Ⅳ2. (1)</p> <p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6Ⅳ3. (1)</p>	<p>(1) 全ての条件を満たしていない。</p> <p>(1) 全ての条件を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(5)乗除調整部分	<p>「恒常的に定員を超過する場合」は乗除調整する。</p>	<p>1 乗除調整において、以下の（ア）または（イ）に該当する事業所に適用されているか。 （ア）連続する過去の2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120% 以上の状態にある場合、乗除調整されているか。 （イ）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超過して子どもを受け入れる事業所に適用されているか。</p>	<p>(1) 給付費留意事項通知 別紙 6Ⅴ1. (1)</p>	<p>(1) 該当する事業所に適用していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(6) 特定加算部分	「栄養管理加算」「第三者評価受診加算」に該当する場合は加算対象とする。	<p>2 適用される基本部分および加減調整部分の額の調整の方法は次の(ア)、(イ)のとおりとなっているか。</p> <p>(ア) 上記1の(ア)に該当する事業所 本調整措置が適用される事業所における基本分単価から常態的に土曜日に閉所する場合の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。</p> <p>(イ) 上記1の(イ)に該当する事業所 本調整措置が適用される事業所における基本分単価から常態的に土曜日に閉所する場合の額については、それぞれの額の総和に地域区分等および各月初日の利用子ども数に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。</p>	(1) 給付費留意事項通知 別紙 6V1. (3)	(1) 乗除調整部分の額が左記の条件となっていない。	C
		<p>1 食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。</p>	(1) 給付費留意事項通知 別紙 6VI5. (1)	(1) 栄養士から継続的な助言を受けていない。	C
		<p>2 第三者評価受診にあたり、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると区が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p>	(1) 給付費留意事項通知 別紙 6VI6. (1)	(1) 第三者評価を受審し、ホームページ等で公表していない。	C